

# インド・西ベンガル州における農村開発政策と社会・政治変容

— 左翼戦線政権下の1グラム・パンチャーヤト区の事例から —

もり ひで き  
森 日出 樹

はじめに

- I 調査地の概要
- II 土地改革
- III パンチャーヤト  
おわりに

## はじめに

農村部において多大な貧困者を抱え、著しい貧富の差が存在するインドでは、農村開発政策の推進は貧困者の社会経済的な地位向上を目指す過程、ひいては、農村社会関係を変革させていく過程でもある。しかしながら、インド諸州において、財政上の制約もさることながら、政策を推進する側の意志の無さや、農村社会における富裕層の支配は、しばしば開発政策の恩恵の公平な分配を妨げる要因ともなってきた。ここでは、経済力・政治力を有する者への個人的な依存や彼らと縁故関係をもつことが、経済力・政治力を有しない者にとっての利益追求の手だてともなってきた。

こうしたなかで西ベンガル州では、1977年以降長期にわたって、インド共産党（マルクス主義）(Communist Party of India [Marxist]. 以下、CPM と略) 率いる左翼戦線 (Left Front) 政権（以下、LF 政権と略）の下、農村貧困層に重点を置いた農村開発政策が謳われてきた。その政策の大きな柱となってきたのが、貧農や刈分

小作人の経済的地位の向上や保護を目的とした土地改革の強化、および、より広い民衆の政治参画を目指したパンチャーヤト (panchayat) 制（村レベルから県レベルに至る地方議会制度）の活性化である。両政策によって期待されるべきものは、それぞれ、貧農層の富農層への経済的・社会的依存の軽減（貧農層の自立）、および、依存・縁故に基づく利益誘導型の政治からの脱却（地方政治の民主化）であると言うこともでき、この意味では、両政策は従来の農村社会関係のあり方を大きく変革させる可能性をもっていた。

この LF 政権下での西ベンガル州の農村開発政策は、その左翼イデオロギーに対する期待（あるいは失望）ゆえに、内外の多くの研究者の注目を集めてきた<sup>(注1)</sup>。また、まだ十分とは言えないが、村レベルの調査も進み、マクロなデータからは見えてこない農村開発政策の実状も報告されてきた<sup>(注2)</sup>。しかし、これまでの研究では政策や制度が目指す目的そのものの量的、あるいは、質的な達成度とその評価に重点が置かれてきた。そのため、政策や制度に対する村人の対応や意味付けの過程、そして、その過程を通して従来の農村社会関係のあり方がどのように姿を変えていったのか、といった問題を通時的に追う作業はそれほどなされてこなかった。言うまでもなく、政策や制度によって社会に

もたらされる変化は、必ずしもその政策や制度が目指す目的に合致するものであるとは限らない。政府の政策や制度に対する村人の対応や意味付けは、しばしば、旧来の社会関係の構図に基づいて行われるからである。言葉を換えて言えば、旧来の社会秩序のあり方を変革させる方向にはたらく「政府の政策」は、旧来の社会秩序のあり方を維持する方向にはたらく伝統的な村社会の「依存・縁故の構図」(注3)に影響され、その社会的な帰結をもたらすとも言えよう。

本稿では、あるグラム・パンチャーヤト (*grām panchayat*, 村議会) (注4)区内で筆者が行った現地調査から、同区内でのLF政権下の土地改革とパンチャーヤト行政の実施・運営状況を見るとともに、それらが村人の対応や意味付けを通して農村社会関係や村の政治のあり方に与えた影響を考察する。その際、土地改革が、農村経済の進展とともに、農業生産関係、特に、旧来の大土地所有地主をはじめとする富農層と小作人・農業労働者(貧農層)との関係に及ぼした影響、そして、新たなパンチャーヤト行政がもたらした政治指導者とその開発政治のターゲットである貧困層との関係のあり方に注目し、これらの政策や制度が農村社会関係や政治関係における貧困者(注5)の立場や意識をどのようなかたちで変化させてきたのか(あるいは、変化させてこなかったのか)を明らかにする。

本研究は、ひとつのグラム・パンチャーヤト区内というきわめて限られた地理的範囲での事例研究ではあるが、本調査地での土地改革やパンチャーヤトの実施・運営状況は、先行研究での報告と呼応する部分も多く、本調査地での事例が必ずしも特殊なものとは言えないことをまず断っておく(注6)。

(注1) 用いる資料や資料分析の仕方の相違、さらには、どの程度の達成をもって成果の基準とするかという研究者のスタンスの違いにより、政策や制度に対する評価は分かれる。例えば、本稿で参考にした主な研究のうち、その成果を肯定的に論じているものとして、以下の研究が挙げられる。佐藤宏「インド・西ベンガル州『左翼戦線』政権の農村・農業政策」(『アジア経済』第21巻第1号 1980年1月) 2~19ページ/A. Kohli, "Parliamentary Communism and Agrarian Reform: The Evidence from India's Bengal," *Asian Survey*, vol. 23, no. 7, July 1983, pp. 783-809/idem, *The State and Poverty in India* (Cambridge: Cambridge University Press, 1987), pp. 94-143/idem, "From Elite Activism to Democratic Consolidation: The Rise of Reform Communism in West Bengal," in *Dominance and State Power in Modern India: Decline of a Social Order*, vol. 2, ed. F. Frankel and M. S. A. Rao (Delhi: Oxford University Press, 1990), pp. 367-415/G. K. Lieten, *Continuity and Change in Rural West Bengal* (New Delhi: Sage Publications, 1992)/idem, "For a New Debate on West Bengal," *Economic and Political Weekly*, vol. 29, no. 29, July 16, 1994, pp. 1835-1838/idem, "Rural Development in West Bengal: Views from Below," *Journal of Contemporary Asia*, vol. 24, no. 4, 1994, pp. 515-530/松井美樹「農村社会変革へのパンチャーヤトの役割——インド・西ベンガル州左翼戦線政権の経験——」(『大阪市大論集』第76号 1994年9月) 61~106ページ。また、きわめて否定的な評価を下している研究として、R. Mallick, *Development Policy of a Communist Government: West Bengal since 1977* (Cambridge: Cambridge University Press, 1993) が挙げられる。

(注2) 村レベルの研究としては、例えば、K. Westergaard, *People's Participation, Local Government and Rural Development: The Case of West Bengal, India*, CDR Report No. 8 (Copenhagen: Center for Development Research, 1986)/Lieten, *Continuity and Change...*/N. Webster, *Panchayati Raj and the Decentralisation of Development Planning in West Bengal: A Case Study* (Calcutta: K. P. Bagchi & Company, 1992)/J. Echeverri-Gent, "Public Participation and Poverty Alleviation: The Experience of Reform Communists in India's West

Bengal,” *World Development*, vol. 20, no. 10, Oct. 1992, pp. 1401-1422/Lieten, “Rural Development ...”/外川昌彦「インド農村社会における農村開発と留保制度——西ベンガル州バグディ・コミュニティの事例から——」(押川文子編『叢書カースト制度と被差別民 第5巻 フィールドからの現状報告』明石書店 1995年) 163~281ページなどが挙げられる。

(注3) 旧来の社会秩序のあり方を維持するものとしての「依存・縁故の構図」と旧来の社会秩序のあり方を改革させるものとしての「政府の政策」の対比は、デイヴィス(Marvin Davis)が示した農村社会における政治の2つの形態、また、ベティユ(Andre Béteille)が区別した2種類の農村社会システムから示唆された。デイヴィスは、西ベンガル州の農村における人類学的調査から、農村社会で展開される政治を個人や社会集団が自らの社会的地位の上昇を目指す競争の過程として捉え、そこに、「村の政治」(village politics, *grāmer kāj*)と「政府の政治」(government politics, *sarkāri kāj*)の2つの政治形態を区別した。前者は、宗教や道徳によって裏付けられた不平等な社会秩序を維持する方向にはたらく、後者は、政府の法に裏付けられた平等な社会秩序を目指す方向にはたらく。M. Davis, *Rank and Rivalry: The Politics of Inequality in Rural West Bengal* (New Delhi: Selectbook Service Syndicate, 1986), pp. 108-218. また、ベティユは、個人的な(personal)紐帯と依存関係が重視されるインドの伝統的な村社会のシステムに、非個人的な(impersonal)価値に基づく法規(rules)によって支配される行政組織のシステムを対比させ、両者の相互浸透にインドの村社会の実状を見て取る。A. Béteille, *Studies in Agrarian Social Structure* (Delhi: Oxford University Press, 1974), pp. 94-105. 本稿では、農村開発政策推進の阻害要因ともなる社会秩序のあり方を維持する原理の具体的な内容を示すものとして、「依存・縁故の構図」という語を用いた。

(注4) 「パンチャーヤト」は、ベンガル語の発音に従えば「ボンチャイェト」あるいは「ボンチャヤト」になるが、ヒンディー語からの表記である「パンチャーヤト」が一般に使用され、定着しているので、ここでは混乱を避けるためこれに従った。他の関連語句に関してはベンガル語の発音に従ったカタカナ表記をした。

(注5) 本稿で言う「貧困者」とは、土地所有では土地無し層、および、0.5エーカー以下の零細土地所有者層(後出の表1参照)で、かつ、職業では農業労働者、

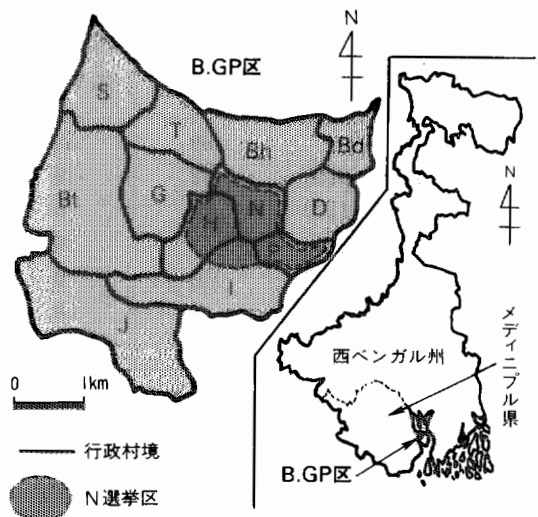
小作人、および、農業労働者兼小作人、また、農業労働や小作も行う零細自作農民・農業労働以外の低収入肉体労働者(リキシャ引きなど)・職人・村内での零細商店経営者などを指す。

(注6) 本稿で取り扱うデータは、著者が1994年から95年にかけて断続的に調査地に赴き収集したものである。

## I 調査地の概要

本稿で扱うBグラム・パンチャーヤト区(以下、B. GP区と呼ぶ)は西ベンガル州メディニプル(Medinipur)県東部のモヒシャドルIIブロック(Mahishadal II Block)内に位置し、12の行政村(*maujā*), 11の選挙区から構成されている(図1)。1991年の国勢調査によると、B. GP区内の総世帯数は3468世帯、また、総人口は2万728人である。カーストでは、農民カーストであるマヒシヨ(*māhiṣya*)が多数を占めているが、

図1 西ベンガル州メディニプル県およびB. GP区



(出所) 筆者作成。

(注) B. GP区の図中のアルファベットは村名を記号化したものである。

指定カースト (Scheduled Caste. 以下, SC と呼ぶ) も5386人にのぼり, 総人口の26.0%を占めている。メディニプル県全体のSC人口比 (15.7%)<sup>(注1)</sup>からすると, SC人口が多い地域と言える。マヒッショ, SC以外では, ムスリム人口が顕著である。なお, 同区内には指定部族 (Scheduled Tribe. 以下, ST と呼ぶ) は存在しない。

農業に関しては, 他のベンガル地方と同様に, 稲作中心であるが, 1980年代より, モンスーンの雨を利用したアモン (*aman*) 作だけでなく, カナル灌漑による乾季のボロ (*boro*) 作も広く行われるようになってきている<sup>(注2)</sup>。

表1は, B. GP 区の社会経済的階層構造の特徴を捉えるうえでの参考として, 同区にあるN選挙区 (図1) 内の327世帯<sup>(注3)</sup>の土地所有状況を示したものである。N選挙区のカースト構成はB. GP 区の全体的傾向を示すものではないが, その土地所有パターンについてはB. GP 区の傾

向を比較的良好に示している。

まず, 表1をメディニプル県全体の土地所有パターン (表2) と比較してみた場合, 世帯当りの土地所有規模が全体的に小さいことが見て取れる。特に, 土地無し層, および, 0.5エーカー以下の土地所有者の多さが目立つ。しかし, ボロ作がかなり普及していること, 農地を所有していない者の間でも, 農業労働以外に現金収入を得ている者も多く存在すること, また, 小さな農地面積で栽培できるキンマの葉 (*pan*) も換金作物として広く栽培されていることなどを考え合わせると, その全体的な土地所有規模の小ささからB. GP 区が経済的に後進的な地区であるとは言えない。ここでは, 調査地の実状に即して, 表1中の土地所有規模Aを土地無し層, Bを零細土地所有者層, Cを小土地所有者層, DおよびEを中土地所有者層, FおよびGを大土地所有者層と呼ぶことにする<sup>(注4)</sup>。

次に, カースト別の土地所有を見てみよう。

表1 N選挙区内のカースト別土地所有状況 (1994年)

(単位: 世帯)

土地所有規模 <sup>1)</sup> (エーカー)	マヒッショ	ムスリム	SC <sup>2)</sup>	ブラーモン (バラモン)	その他 <sup>3)</sup>	計 (%)
A: 0	69	53	20	4	1	147(45.0)
B: 0.01~0.50	62	19	12	1	6	100(30.6)
C: 0.51~1.00	22	6	5	0	6	39(11.9)
D: 1.01~2.50	13	6	2	1	0	22( 6.7)
E: 2.51~5.00	10	0	1	1	2	14( 4.3)
F: 5.01~10.00	2	0	0	0	0	2( 0.6)
G: 10.01~	2	1	0	0	0	3( 0.9)
計	180	85	40	7	15	327(100.0)

(出所) 筆者の聞き取り調査による。

(注) 1) 本表での土地所有は水田用の農地に関するものであり, 居住地および居住敷地内の菜園やキンマ栽培地は含まれていない。以下の表についても同様である。

2) 「SC」の内訳は, ドーパー (*Dhopā*) 29世帯, ムチ (*Muci*) 10世帯, ポウンドロ (*Paundra*) 1世帯である。

3) 「その他」の内訳は, ボイシュノブ (*Baiśnab*) 6世帯, ナピット (*Nāpit*) 8世帯, クンボカール (*Kumbhakār*) 1世帯である。

表2 メディニプル県における土地所有状況 (1990年3月)

土地所有規模 (ヘクタール)	世帯数比率 (%)
0	37.0
～1	39.7
1～2	15.8
2～4	5.7
4～	1.8
計	100.0

(出所) *Annual Plan of Midnapore District for 1992-93* (Midnapore: Office of the District Magistrate, n.d.) より。

(注) 1ヘクタールは約2.47エーカー。

数的に優勢なマヒッシュヨが中・大土地所有者に多く見られ、また、ムスリムの間で土地無し層の多さが目立つものの、特定のカーストに偏ったかたちで土地が集中しているとは言い難い。また、N選挙区以外で、SCが大土地を所有し、経済的に優位な立場にある行政村が存在することを考えると、B.GP区では、カーストが経済的地位を示す指標にはなりえないと言える。

(注1) *Annual Plan of Midnapore District for 1992-93* (Midnapore: Office of the District Magistrate, n.d.) による。

(注2) フグリー川上流のガンジス川、バギラティ川に建設されたダムの影響で、1980年代に入りB.GP区ではフグリー川から淡水が得られるようになり、また、84年には区内の主要カナルに水門も設置され、ポロ作が急速に普及した。

(注3) 農業を行っている場合は、農業経営単位を世帯とみなし集計した。

(注4) 筆者の世帯調査からのN選挙区での1世帯の平均人数は15歳以上の成人3.5人、15歳未満の子供2.2人であった。この数字から少々おおよびに計算すると、0.5エーカーの土地があればアモンとポロの二期作で米の自給が可能であり、1エーカーの土地では、アモン作だけで米の自給が達成される。ここではそれぞれを零細土地所有者、小土地所有者の土地所有上限の基準とした。

また、旧来からの富農層で、LF政権成立以前に刈分小作人を抱えていた地主をすべて含める目的で、5エーカー以上の土地所有者を大土地所有者とした。

## II 土地改革

### 1. 西ベンガル州の土地改革

独立後の西ベンガル州における土地改革<sup>(注1)</sup>は、1953年の西ベンガル州地所取得法 (West Bengal Estates Acquisition Act, 1953) と、続く55年の西ベンガル州土地改革法 (West Bengal Land Reform Act, 1955) によって進められてきた。これらの法により、土地所有の上限が設けられ、それを超えた個人の所有地 (余剰地) の政府による取得と、土地無し農民をはじめとする貧農への余剰地の再分配が開始されると同時に、耕作農民や小作人の権利・義務が規定されることになる。その後、1967年から70年にかけて2度成立した左翼系の統一戦線 (United Front) 政権時代を経て<sup>(注2)</sup>、72年の土地改革法の改正では、土地所有の上限が個人ではなく、家族単位で定められるようになり<sup>(注3)</sup>、また、法定刈分率も小作人に有利なように改定された<sup>(注4)</sup>。

ところが、このような土地改革政策の進展にもかかわらず、土地改革は上からの機械的な行政作業であったため、有力な地主と役人の癒着を防ぎきることはできず、それが公正な土地改革の足枷ともなっていた<sup>(注5)</sup>。やがて、1977年に成立したLF政権は土地改革に政治的優先を与え、政府役人、農民組織、パンチャーヤトの協力体制の下での土地改革の推進を目指していくことになる。特に、刈分小作人の法的保護を目的とした、刈分小作人の確定とその登録作

業 (Operation Barga) は画期的なものであった(注6)。

しかし、このような LF 政権の土地改革も必ずしも当初の期待や目標どおりに進められてきたわけではなかった。1992年時点の累計では、127万エーカーの農業余剰地が政府により取得され、そのうちの94万エーカーが205万人に再分配されている(注7)。しかし、1977年の時点ですでに106万エーカーが取得され、63万エーカーが98万人に再分配されていることを考えると(注8)、LF 政権後の成果は特に際だったものとは言えない。政府による農業余剰地の取得は1981年の時点で125万エーカー近くに達しており、それ以降は頭打ちになっているのである(注9)。余剰地の再分配に関しては、再分配面積の増加率よりも受益者数の増加率が大きく、1人当りの再分配面積がLF 政権以前のそれよりもかなり小さくなっていることを物語っている。

こうしたことを反映して、村レベルの調査からも再分配される余剰地が少なく、その貧困緩和に対する直接的効果もあまり見られないといった事例が報告されている(注10)。刈分小作人登録に関しても、1980年代半ば以降にはほとんど登録は進まなかった(注11)。また、その登録状況は村によりかなり差があり、州全体で一律に登録が進んだわけではなく、その「不完全で部分的な」成果も指摘されてきた(注12)。

さて、B. GP 区ではどうであろうか。次に、N 選挙区 (刈分小作人の登録状況に関しては、N 村、P 村、I 村の3カ村) での事例から、土地改革の成果、および、それが農村社会関係に及ぼした影響を考察することにする。

## 2. B. GP 区における土地改革の成果

筆者の世帯調査によると、N 選挙区内でこれまで余剰地の再分配を受けた者は20人で、面積では、農地が2.42エーカー、居住地が0.30エーカーとなっている(表3)。時代別に見てみると、LF 政権前にすでに農地では10人、居住地では5人が余剰地を再分配されており、LF 政権後は5人を数えるに過ぎない。現在のN 選挙区内の土地無し層の多さに照らして考えると(表1)、余剰地再分配の受益者は、LF 政権前も含めて、きわめて限られたものである。農地に限って言えば、LF 政権前には計1.99エーカー、1人当り平均0.20エーカーが分配されたのに対し、LF 政権後では計0.43エーカー、1人当り平均0.09エーカーとなり、LF 政権下での農業余剰地の1人当りの平均分配面積はかなり小さくなっている。これは、先に示した州全体の傾向と大きく矛盾するものではない。B. GP 区でも LF 政権前に一通りの余剰地の取得とその再分配が行われていた。また、LF 政権後では、受益者あるいはその後継者のすべてが分配地面積の少なさから、依然、農業労働や低収入肉体労働に従事している(表3)。本調査地においても、余剰地の再分配が貧困緩和に与えた影響ははっきりした形では見いだせなかった。

次に、刈分小作人の登録に関してはどうであろうか。

表4はN村、P村、I村の3カ村の土地台帳 (Khatiyān) に記載された登録刈分小作人を示したものである。土地台帳上の記載では、ある地主の一定の土地に対して1人の小作人が単独で登録されている場合の他、兄弟や親子などの親族、あるいは、近隣に居住する者同士が複数で登録されている場合もある。ここでは、同じ地

表3 N選挙区内における余剰地の再分配

受益者	分配地面積 (エーカー)	土地の 種類	分配 時期 <sup>1)</sup>	現在の所有 農地 <sup>2)</sup> (エーカー)	現在の収入源 <sup>2)</sup>
1	0.13	農地	前	0.13	(農業労働, リキシャ引き)
2	0.20	農地	前	0.20	(大工, 農業労働)
3	0.20	農地	前	(0.20/5)	(農業労働, リキシャ引き, 店員)
4	0.12	農地	前	0.12	司祭, (店員)
5	0.10	農地	前	(0.23)	(農業労働)
6	0.33	農地	前	(1.06/3)	(工場労働, 農業労働, リキシャ引き)
7	0.40	農地	前	0.40	(工場事務職)
8	0.40	農地	前	(0.58)	(リキシャ引き)
9	0.02	農地	前	0.90	自作農
10	0.09	農地	前	(0.09)	(農業労働)
11	0.03	居住地	前	0	(リキシャ引き)
12	0.07	居住地	前	(0.11)	(精米業)
13	0.07	居住地	前	0	運搬船漕ぎ手
14	0.06	居住地	前	0	(農業労働)
15	0.07	居住地	前	(0)	(店員)
16	0.09	農地	後	0.09	運搬船漕ぎ手
17	0.06	農地	後	0.06	リキシャ引き, 農業労働
18	0.06	農地	後	0.06	リキシャ引き, 農業労働
19	0.11	農地	後	0.11	農業労働
20	0.11	農地	後	0.11	(リキシャ引き)

(出所) 筆者の聞き取り調査による。

(注) 1) 分配時期の「前」はLF政権成立前、「後」は成立後を表す。

2) 受益者の死亡により分配地がすでに息子によって相続されている場合、あるいは、受益者が老齢のためその息子に扶養してもらっている場合、その息子たちの所有農地および収入源をカッコ内に示した。また、分配地を相続した息子が複数いる場合は「/」を付けてその後ろに人数を示した。

主の土地で登録され、かつ、小作人同士が上記のような身近な親族、あるいは、近隣に居住する者同士である場合、それらの小作人をひとまとめにし、「小作人グループ」として表中に示した。1人の小作人が単独で登録されている場合も含めて、上記の3カ村ではこのような「小作人グループ」が10あり(表4中のI~X)、計48人が登録刈分小作人ということになっている。また、ひとつの「小作人グループ」が、複数の地主の土地に登録されているケースもあり、地主・小作関係では計14のケースが確認される

(表4中のA~N)。

しかし、これら登録刈分小作人たちからの筆者の聞き取りから、彼らのなかには、LF政権後の土地査定時にはすでに小作地を放棄してしまっている者(注13)や、不正に登録した者(注14)も含まれていることが明らかになった。さらに、裁判で係争中の者もいる(注15)。こうしたケースを除くと、事実上の地主・小作関係にあるのは14ケース中わずか6ケースに過ぎず、小作人の実数では30人(小作人グループV, VI, VIII, IX, X)である(表4)。

表4 LF政権後に登録された土地台帳上の登録刈分小作人(N村, P村, I村)

小作人グループ	人数(人)	小作ケース	人数(人)	小作面積(エーカー)	土地台帳上の地主	LF政権前の登録の有無 <sup>1)</sup> (旧地主)	事実上の小作人 <sup>2)</sup>
I	10	A	10	0.69	B.M.	○(D.M.)	×
		B	10	0.35	J.M.	○(D.M.)	×
		C	10	0.34	N.D.	○(D.M.)	×
II	3	D	3	0.40	R.M.	○	×
III	3	E	3	0.51	K.M.	×	×
IV	1	F	1	0.11	N.M.	×	裁判中
V	1	G	1	0.36	D.H.	×	○
VI	6	H	6	2.36	A.V.	○	○
		I	1	0.19	K.D.	○(S.C.)	×
VII	3	J	3	0.26	C.M.	×	○
		K	3	0.32	M.M.	×	○
IX	16	L	2	0.55	I.J.	○(B.M.)	×
		M	16	3.92	B.M.	○	○
X	4	N	4	1.26	B.M.	○	○

(出所) Mahishadal II Block Land and Land Reform Office の内部資料および筆者の聞き取り調査による。

(注) 土地台帳では地主・小作人の双方が上記の3カ村以外の住民である場合も少ないながら見られる。ここでは、地主と小作人のどちらか一方、あるいは地主・小作人の双方が上記3カ村の者である場合のみを表に示した。

1) 「LF政権前の登録の有無」欄の○は「有り」を×は「無し」を意味する。

2) 「事実上の小作人」欄の○は「はい」を×は「いいえ」を意味する。

さて、これら事実上の登録小作人のうち26人が遠隔地に居住する大土地所有地主の土地で小作をしてきた。これは、地主が居住地から遠く離れた土地を自らの耕作下に置くことが困難なため小作を置き続けている場合であり、収穫期に地主の使いの者がやってくる以外、小作人たちが日常生活において地主の関係者と接する機会はない<sup>(注16)</sup>。これに対し、同村内に住む者の土地で小作登録をした者はわずか4人であった。彼らの話から、彼らが地主との信頼関係の希薄さゆえに登録したことがうかがえる<sup>(注17)</sup>。また、彼らの地主は地元の旧来の大土地所有者ではない。以上のことから、LF政権後、小作人にとって同村内、あるいは、近隣村に居住し、日常生活において頻りに接触のある地元の大土地所有者(地主)に対しては小作人登録がなされな

かったことがわかる。

しかしこのことは、地元の大地所有者の土地では依然多くの未登録刈分小作人が法的保護を得られないまま刈分小作を続けていることを示すものではない。事態はやや異なった方向に進んだ。例えば、N選挙区内ではLF政権成立前に刈分小作人を置いていたのは大地所有者のみであるが、現在、これら大地所有者のもとで刈分小作を継続的に行っている世帯は1世帯のみになってしまっている<sup>(注18)</sup>。表5は、N選挙区内でかつて特定の大土地所有者のもとで継続的に刈分小作を行っていた25世帯に関するものである。彼らのうち15世帯の小作人が西ベンガル州地所取得法施行後の土地査定の際(1950年代後半から60年代初め)に、地主の反対にあうことなく、登録(表中のLF政権前の登録)を



している。その後、統一戦線政権の成立とそれに続く1972年の法改正による法定刈分率の変更、そしてその間に B. GP 区でも本格化する CPM とその外郭団体である農民組織 (*kr̥ṣak sabhā*) の活動<sup>(注19)</sup>により、地主たちにとって、刈分小

作人を置くことは CPM や農民組織からの圧力を招くことにもつながり、かつてほど利益をもたらすものではなくなった。彼らは将来予想される不利益や面倒な事態を回避するため、徐々に小作人の追い立てを行ってきた<sup>(注20)</sup>。特に、

表 5 N選挙区内の過去における刈分小作人

小作人世帯	小作面積 (エーカー)	地主	L F 政権前の 登録の有無 <sup>1)</sup>	追い立て にあった 時期 <sup>2)</sup>	地主からの補償 <sup>3)</sup>
1	0.90	D.M.	○	前	×
	0.90	B.A.	○	後	×
2	0.45	N.M.	×	後	×
3	1.80	N.M.	×	後	0.27エーカー
4	0.45	N.M.	×	後	×
5	1.35	D.M.	×	前	×
6	0.45	D.M.	○	前	0.23エーカー
	1.35	B.A.	×	後	×
7	1.35	D.M.	○	前	0.68エーカー
	0.68	N.M.	×	後	×
9	2.25	A.V.	?	前	×
10	0.45	B.A.	×	後	500ルピー
11	1.35	D.M.	○	前	0.68エーカー
12	1.80	P.C.	×	前	×
	2.25	G.C.	×	前	×
	1.15	D.M.	○	前	×
13	1.35	B.A.	×	後	×
14	0.69	D.M.	○	後	0.34エーカー
15	0.90	D.M.	○	前	×
16	0.45	D.M.	○	前	2,000ルピー
	0.90	P.C.	×	前	0.11エーカー
17	1.35	D.M.	○	前	×
	1.35	P.C.	○	前	×
18	0.23	B.A.	×	前	×
19	2.25	B.A.	×	後	0.18エーカー
20	0.45	A.V.	○	後	0.23エーカー
21	0.46	B.A.	×	後	0.16エーカー
22	0.90	D.M.	×	後	0.23エーカー
23	0.46	D.M.	○	前	0.23エーカー
24	1.58	D.M.	○	前	×
25	0.69	A.V.	○	前	×

(出所) 筆者の聞き取り調査による。

(注) 1) 「L F 政権前の登録の有無」欄の○は「有り」を×は「無し」を意味する。

2) 「前」は L F 政権成立前を、「後」は成立後を表す。

3) 「地主からの補償」欄の×は「無し」を意味する。

LF 政権の成立は地主たちの危機感を増長させることになり、小作人追い立ての過程をさらに推し進めることになった。追い立ての際にその補償として地主から土地や現金を得た者も多々いるが(表5)、それは登録小作人として小作を続ける場合に得る利益よりも小さいものであった(注21)。LF 政権の小作人保護政策は、それが文字どおり行われるのではなく、むしろ「政策」に対する地主側の「対策」が先行する結果となった。

このように地主側の対応が先行し、小作人登録が強行されなかった理由として以下の点が挙げられる。

まず、本調査地では小作人や農業労働者たちは、地元の大土地所有地主たちに米の前借りや借金を通して経済的に大きく依存していたが、地主たちは彼らにとって露骨な搾取をする者ではなかった(注22)。むしろ、元小作人たちの話からは、彼らが地主たちを自らの生活を保障するパトロンとして認識し、地主に恩義を感じていたことがうかがえる(注23)。また、農業労働者と化した後も大土地所有者からの雇用や援助を期待した小作人にとって、地主たちと良い関係を保つことが必要でもあった。こうしたことから、地主による追い立てに対して小作人の態度は概して従順であった。確かに、登録を希望した小作人もいるが(注24)、元小作人からの筆者の聞き取りからは、多くの場合、地主の土地を占拠することに対してのはばかりや、地主とのいざこざを避けたい気持ちがあったことがうかがえる。また、CPM の党員も農民組織の地元の活動家たちも地主との大きな衝突を避けるため、地主による小作人の追い立てを黙認したり、あるいは、追い立ての際、地主・小作人間の交渉を仲

介するといった役割をするに過ぎなかった(注25)。すなわち、小作人保護政策においては、小作・地主関係における「依存・縁故の構図」に影響され、「政府の政策」の実施が妨げられる結果となった。

CPM の政策そのものが農村社会に大きな構造的変化をもたらすような「革命的」なものであったわけではなく、「改革主義的」なものであったことを考えると、本調査地での事例は必ずしも例外的なものではないと言えるだろう(注26)

以上見たように、N選挙区において、土地改革そのものが貧困者(土地無し農業労働者や小作人)の社会経済的地位を上昇させたとは言い難い。農村貧困層の経済的地位向上を謳い、余剰地の再分配、小作人の保護を掲げた LF 政権の土地改革は期待される成果をあげることはなかった。B.GP区全体を見ても、多くの大土地所有者が土地の相続分割や売却、さらには、小作人への土地の譲渡により所有地を減少させてきたなかで、現行法でのさらなる余剰地の取得と再分配は難しい。また、小作人登録運動は、地主たちの土地改革「対策」が先行して、旧来からの刈分小作慣行の衰退に拍車をかけた。その結果、土地改革の政策実施や運動そのものは早くも1980年代初めにはほとんど行われなくなり、現在ではもはや昔日のものとなってしまったのである(注27)。しかし、土地改革は挫折したものの、その後の農村経済の進展は貧困者の社会経済的地位の向上を促していくことになる。そして、その過程で小作人保護政策の存在、ひいては、CPM の存在は農業生産関係のあり方を決定づけるひとつの要因となる。

### 3. 土地改革挫折後の農業生産関係の変化

B.GP区では、1980年代に入り、高収量品種

によるポロ作の普及と換金作物であるキンマの葉を栽培する農家の増加<sup>(注28)</sup>が見られた。特にポロ作の普及はめざましく、筆者によるN選挙区の世帯調査からの集計では、1993/94年のポロ作経営面積（157.35エーカー）は94年のアモン作経営面積（201.43エーカー）の78.1%に及んでいる。こうした農業生産の拡大は農業労働機会の増加をもたらした。

また、農民組織の活動（農業労働雇用主との賃金交渉）によって農業労働賃金も年々上昇してきた。LF 政権成立前の1970年代半ばの本調査地での男性の農業労働者の日給は約4ルピーであったと言われている。西ベンガル州での1974年、75年、76年の米の最低小売り価格の年平均は1kg 当りそれぞれ2.62ルピー、2.23ルピー、1.98ルピーであり、農業労働者の日給ではおよそ1.5~2.0kg の米しか買えなかった計算になる。これに対し、1995年の日給は32ルピー、または、軽食の煎り米（ムリ〔*muji*〕）や葉巻たばこ（ビリ〔*biri*〕）が付く場合30ルピーが一般的であった。1995年（9カ月間の平均）の米の最低小売り価格は6.97ルピーであり、上記の日給で約4.5kg の米が買える計算になる<sup>(注29)</sup>。

こうしたこととならんで、IRDП 融資<sup>(注30)</sup>など農村銀行からの貧困者への融資の拡大、さらには、農業外（村外）就労機会の増加も見られた<sup>(注31)</sup>。

以上のことは、村内における貨幣経済の進展と貧困者の経済的地位の向上を促すことになる。こうした農村経済の進展とともに農業生産関係にも変化が現れた。

かつての刈分小作慣行（すなわち、アモン作での刈分小作慣行）が衰退する一方で、ポロ作の普及は新たな土地貸借の慣行を生み出すことに

なる。現在では、土地の貸借はアモン作ではほとんど見られず、ポロ作での一般的な慣行となっている<sup>(注32)</sup>。表6は筆者によるN選挙区の世帯調査からの集計により、ポロ作期の土地貸借件数、および、その面積を示したものである。この表から、主に土地無し層や零細土地所有者が大・中土地所有者の土地を借入していることがわかる<sup>(注33)</sup>。

このポロ作期の土地貸借において広く行われているのが、土地をあらかじめ定められた一定額の現金で短期貸与（借用）する小作形態である。これはカズナ・チャーシ(*khājānā cāṣ*)と呼ばれ<sup>(注34)</sup>、表6中の全借入地面積の約67%で行われている<sup>(注35)</sup>。刈分小作も残り約33%の土地で行われている。しかしそれは、カズナ・チャーシ同様、かつてのアモン単作での刈分小作とはその性質において大きく異なるものである。すなわち、カズナ・チャーシ、現行の刈分小作、いずれの場合も作期ごとに契約が行われ<sup>(注36)</sup>、継続して同じ者同士が貸借契約を交わすことは稀れである。これは、数年にわたり同じ者に土地を貸与した場合、借入者によって小作登録権を主張されるおそれがあるため、たとえ、借入者にその意志がなくとも、貸与者はそのような土地貸与を避けてきたからである。ポロ作期に土地を借入している土地無し・零細土地所有世帯のうち84世帯からの調査では、3期以上継続して同じ地主から土地を借入している世帯はわずか6世帯を数えるに過ぎない<sup>(注37)</sup>。また、このような貸与者・借入者間の短期的な契約関係は、両者間に借金を媒介とした依存関係を成立させにくくしてきた。表7は上記84世帯（すべての世帯において、世帯主の農業外収入は月1000ルピー未満）の借金先を示したものであるが、

表6 ポロ作期に土地貸借を行った世帯数およびその面積（N選挙区，1993/94年）  
（単位：世帯，エーカー，かっこ内％）

土地所有規模 (エーカー)	借 入					
	カズナ・チャーシ		刈分小作		計	
	世帯数	面積	世帯数	面積	世帯数	面積
A : 0	40	24.94	24	13.07	64	38.01
B : 0.01~0.50	30	14.96	18	8.80	48	23.76
C : 0.51~1.00	6	5.29	4	1.70	10	6.99
D : 1.01~2.50	3	2.99	0	0	3	2.99
E : 2.51~5.00	0	0	0	0	0	0
F : 5.01~10.00	0	0	0	0	0	0
G : 10.01~	0	0	0	0	0	0
計	79 (63.2)	48.18 (67.1)	46 (36.8)	23.57 (32.9)	125 (100.0)	71.75 (100.0)

土地所有規模 (エーカー)	貸 与					
	カズナ・チャーシ		刈分小作		計	
	世帯数	面積	世帯数	面積	世帯数	面積
A : 0	0	0	0	0	0	0
B : 0.01~0.50	2	0.35	4	0.83	6	1.18
C : 0.51~1.00	5	1.77	1	0.92	6	2.69
D : 1.01~2.50	9	8.29	1	1.05	10	9.34
E : 2.51~5.00	6	9.66	3	4.83	9	14.49
F : 5.01~10.00	2	8.86	1	2.65	3	11.51
G : 10.01~	2	14.28	0	0	2	14.28
計	26 (72.2)	43.21 (80.8)	10 (27.8)	10.28 (19.2)	36 (100.0)	53.49 (100.0)

（出所）筆者の聞き取り調査による。

土地貸与者（地主）からの借金は6件に留まっている。

地主と小作人の長期的な依存関係を特色としていた旧来のアモン作での刈分小作慣行に対して、現在のポロ作でのカズナ・チャーシや刈分小作は短期的で非依存的な農業生産関係と言える。特に、カズナ・チャーシの場合にはこのような傾向が強く見られ<sup>(注38)</sup>、N選挙区の大土地所有者のポロ作貸与地（25.79エーカー）では、その約90%（23.14エーカー）でカズナ・チャー

シが行われている<sup>(注39)</sup>。

ところで、村人の話によると、旧来の刈分小作では、小作人が経費を負担している場合でも、50%の小作料が一般的であった。しかし、現在のポロ作での刈分小作では、一部の例外を除き、小作75%・地主25%の法定刈分率が守られている<sup>(注40)</sup>。カズナ・チャーシの小作料も、期待される収穫量の額の25%とほぼ一致している<sup>(注41)</sup>。こういったことに加え、ポロ作ではアモン作よりも多くの収穫量が期待できること、また、灌

表7 ポロ作期の土地借入者(84世帯)の借金先

(単位: 件)	
借金先	件数
土地貸与者	6
農業労働雇用主	13 <sup>1)</sup>
公共金融機関 <sup>2)</sup>	19
知人・友人・親戚	36
借金なし	22
計	96 <sup>3)</sup>

(出所) 筆者の聞き取り調査による。

(注) 1) 84世帯中アモン作期に農業労働を行う世帯は48世帯あり、そのうち雇用主が借金先に含まれている件数。

2) 「公共金融機関」とは、N選挙区内にある農業協同組合および社会福祉事業を行うクラブを指している。

3) 件数の合計が84世帯よりも多くなっているのは、ひとつの世帯が複数の種類の借金をしている場合があることによる。

溉も比較的良好に整備されていることから、土地借入者にとってカズナ・チャーシや現行の刈分小作はかつてのアモン単作での刈分小作より条件のよいものであると言える。

農業労働者についても、雇用主、特に、大土地所有者からの米の前借りや借金などが減少したという調査結果が得られた。N選挙区内の土地無し・零細土地所有者で、主に大土地所有者および2.5エーカー以上の中土地所有者の土地で農業労働を行う世帯のなかから無作為に選んだ35世帯中、1995年にその雇用主から米の前借り、あるいは、借金をしているのは12世帯であった。雇用先に大土地所有者を含む24世帯中では、6世帯が大土地所有者である雇用主から米の前借りや借金をしているに過ぎない。しかも、その額にしても比較的小さくなっている<sup>(注42)</sup>。

また、現在の雇用主がかつての雇用主ほど米

の前借りや借金をさせてくれない、と農業労働者たちは口にしていた。雇用主たちの話では、これまで毎年のようにCPMや農民組織の要求に従って(あるいは、譲歩して)農業労働賃金を上昇させてきた。賃金が増した以上、それ以外の農業労働者の要求(前貸しや借金の要求)には応じたがらない、といった態度が雇用主の側に見られる<sup>(注43)</sup>。

かつて、貧困者(農業労働者や小作人)は、雇用主や地主としての「富裕者」(ポロロク [baralok])に経済的に大きく依存し、彼らに従順な「貧しく卑しい者」(チョトロク [cholok])でもあった<sup>(注44)</sup>。しかし、大土地所有者の土地の減少、そして、上述したような農村経済の進展によって、農業労働者や小作人(土地借入者)のポロロクへの経済的依存度が減少し、貧困者に対するポロロクのパトロンとしての役割も薄れていくことになる。

ところで、このような地主・雇用主に対する土地借入者・農業労働者の経済的依存度の減少の背景には、先に触れた農業労働機会の増加や農業労働賃金の上昇、法定小作料の厳守、さらには、農業外就労機会の増加による土地無し層や零細土地所有者層の(現金)収入増があったことは言うまでもない<sup>(注45)</sup>。しかし、このような貧困層の経済状況の改善は必ずしも彼らの経済的な自立を意味するものではなかった。表7が示すように、ポロ作での土地借入者のなかには、依然として、知人・友人・親戚からの借金に頼る者も少なくない。農業労働者35世帯のなかでも、知人・友人・親戚から借金をしている世帯は17世帯に及ぶ。

先に述べてきたことから明らかなように、上述したような非依存的な農業生産関係のあり

方は、小作人登録を回避しようとする土地貸与者側の対応、あるいは、CPM・農民組織の活動によりもたらされた農業労働賃金の上昇に対する雇用主側の態度が反映したのもである。農業生産関係における非依存的特色は、貧困者自らの意志によるものというよりは、ポロロークの側が貧困者のパトロンとしての役割を放棄してきたことによってもたらされたとも言える。貧困者とポロロークの依存関係の希薄化は、貧困者のポロロークからの孤立化を意味するものでもあった。

ところで、このように農業生産関係におけるポロロークと貧困者の依存関係が希薄化する一方で、貧困者にとってCPMの存在意義はより大きなものとなった。すなわち、旧来のパトロンを失った貧困者にとって、CPMの政治指導者は孤立した彼らの利益を保障する新たなパトロン<sup>(注46)</sup>として期待されるようになった。また、CPMの政治指導者も貧困者のパトロンとしての役割を果たすことによって、貧困層からの支持を拡大していった<sup>(注47)</sup>。そして、両者のこのような関係は、旧来のポロロークを政治の場から退かせたCPMのパンチャーヤト政治において反映されることになる。

(注1) 西ベンガル州の土地改革の変遷については、以下の文献を参照。S. K. Basu and S. K. Bhattacharyya, *Land Reforms in West Bengal: A Study on Implementation* (Calcutta: Oxford Book Company, 1963), pp. 1-10/Lieten, *Continuity and Change . . .*, pp. 119-176/P. K. De, *The Politics of Land Reform: The Changing Scene in Rural Bengal* (Calcutta: Minerva Associates [Publications], 1994), pp. 7-28 /D. Bhattacharyya, "Limits to Legal Radicalism: Land Reforms and the Left Front in West Bengal," *The Calcutta Historical Journal*, vol. 16, no. 1, Jan.-June 1994, pp. 57-100.

(注2) 上記のような法の施行にもかかわらず、上限以上の土地を所有する者のなかには、所有地の一部を家族や親戚の者、あるいは、宗教施設などに偽装 (*benāmi*) 譲渡することにより法の規制から逃れる者も多くいた。こうしたなか、統一戦線政権時代には、西ベンガル州各地で農民の集団的行動による偽装名義の土地の摘発と分配が強行されるという事態も起こった。

(注3) それまで農地に関しては25エーカーが個人の所有地の上限であったが、改正法では、土地所有に家族の単位が導入され、例えば、2~5人家族の場合、灌漑可能地では5ヘクタール (約12.4エーカー)、それ以外の土地では7ヘクタール (約17.3エーカー)、また、それ以上の家族でもそれぞれ7ヘクタール (約17.3エーカー)、9.8ヘクタール (約24.2エーカー) を超える土地の所有はできなくなった。

(注4) それまでの法定刈分率は、農機具、家畜、種、肥料を地主が負担する場合、小作人50%・地主50%であり、小作人が負担する場合、小作人60%・地主40%であったが、法改正により、それぞれの場合において、小作人50%・地主50%、小作人75%・地主25%に改められる。また、この法改正によって、小作権の世襲も認められることになる。

(注5) ダスグプト (Biplab Dasgupta) は、1970年代の国民会議派政権の土地改革行政に関して、その「二重の性格」、すなわち、画期的な法改正を実現させたにもかかわらず、改正法の実際の実施には力を注がなかったことを指摘している。B. Dasgupta, "Sharecropping in West Bengal: From Independence to Operation Barga," *Economic and Political Weekly*, vol. 19, no. 26, June 30, 1984, pp. A85-A86.

(注6) LF政権成立当初、推定200万人と言われていた刈分小作人のうち登録小作人が約51万人であった。しかし、LF政権の登録推進作業により1984年の終わりまでに約130万人の刈分小作人が登録された。なお、西ベンガル州の刈分小作人の数に関しては、さまざまな調査機関や研究者により異なり、150万人とも250万人とも言われてきた。ここでは、R. Ghosh, "Agrarian Programme of Left Front Government," *Economic and Political Weekly*, vol. 16, nos. 25-26, June 20-27, 1981, pp. A49-A55を参考にした。また、登録小作人の数に関しては、Bhattacharyya, "Limits to Legal . . .," p. 79を参照。

(注7) Government of West Bengal, *Economic*

*Review 1992-93* (Calcutta, n.d.), p. 14.

(注8) Bhattacharyya, "Limits to Legal . . .," p. 98.

(注9) Ibid. 余剰地の取得が思うように進まなかったことに関して、州政府は、土地改革法のさらなる改正に対する中央政府からの認可の遅れを理由に挙げている。Government of West Bengal, Department of Information & Cultural Affairs, *12 Years of Left Front Government* (Calcutta, 1989), pp. 3-4. リーテン(G. K. Lieten)は、インドの1州という制約下にあることを考慮すれば、LF 政権下の余剰地の取得と再分配は「最大限の」成果をあげているとする。Lieten, *Continuity and Change . . .*, p. 141. これに対し、マリック(Ross Mallick)は州政府の側に徹底した政策推進の意志がなかったことを非難している。Mallick, *Development Policy . . .*, pp. 29-50.

(注10) 例えば、Westergaard, *People's Participation . . .*, pp. 40, 51, 60, 81-82/Webster, *Panchayati Raj . . .*, pp. 74-78/Lieten, *Continuity and Change . . .*, pp. 140-141.

(注11) 1992年の時点でも144万人に留まっている。Government of West Bengal, *Economic Review 1992-93*, p. 14.

(注12) N. Bandyopadhyaya, *Evaluation of Land Reform Measures in West Bengal: A Report* (Calcutta: Centre for Studies in Social Sciences, 1985), p. 51.

(注13) 小作人のなかには、すでにLF 政権前に登録を済まし、かつ、LF 政権後の土地査定以前に地主から小作地の一部を購入したり、あるいは、小作権放棄の見返りとして小作地の一部を譲渡され、その土地の所有者となった者もある。ところが、いったん登録された土地に対する小作権はその土地の所有者の変更にかかわらず維持され、また、小作権は世襲されるため、LF 政権後の土地査定時に、新たに土地所有者となった元小作人の土地に、かつて同じ地主のもとで小作をしていた者たち、あるいは、その息子たちがそのまま(再)登録され、それが取り消されることもなく土地台帳上に記載されている場合がある。しかし、本人たちはこのような土地台帳上の記載事実を知らない。さらに、新たに(再)登録された(記載上の)小作人自身も元の地主から小作権を放棄させられている者、あるいは、その息子たちであり、また、新たに生じた(記載上の)地主とはかつて同じ地

主のもとで小作をしていた者同士であり、多くの場合、身近な親族である。そのため、両者の間に地主・小作関係が生じることはなかった。表4中の小作ケースA, B, C, Lがこうした事例にあたる。ケースDは、すでに小作をやめた者が遠隔地に居住する旧地主の土地にそのままキャンセルされずに残っているケースで、また、ケースIは旧地主から土地を購入した新地主(元小作人ではない)が小作人に小作地を無償で手放させ、自ら耕作しているケースである。

(注14) 表4中のケースEは、国民会議派の有力者が、同党の支持者で親しい間柄の者に、刈分小作人のための特別融資が得られるよう、自らの土地に小作人登録させたケースである。両者の間に事実上の地主・小作関係はもともとなく、登録の目的は農業融資を得ることのみにあり、登録後も以前と同様(記載上の)地主が自ら耕作している。

土地査定作業では、最終的な土地台帳の作成(final publication)に至るまでかなりの時間を要し、I村の土地台帳に関してはまだドラフトの段階である。しかし、本稿で示した記載上の小作人のケースのうち、1ケース(表4中のケースL)のみがI村での事例で、他は、最終的な土地台帳が作成されているN村、P村からの事例である。きわめて限られた地理的範囲での事例とはいえ、このような記載上のみの刈分小作人の存在は、州政府が公表する登録刈分小作人の数の信憑性に疑問を投げかけるものと言えよう。

(注15) 表4中のケースFがこれにあたる。

(注16) 小作登録された地主に関しては、コーリー(Atul Kohli)も同様の調査結果を得ている。彼は、西ベンガル州3県での300の登録小作人世帯調査から、その約80%が不在地主の土地に登録していることを明らかにしている。Kohli, *The State and Poverty . . .*, pp. 129-130.

(注17) 4人中1人(表4中のケースG)は、遠隔の他村からI村に土地を購入し移住してきた者の土地に登録している。また、他の3人(小作人グループVIII)は、それまで姻戚関係にある者の土地で無登録のまま小作をしていたが、小作地の一部が他の者に売却されたのを機に、1992年に小作登録をしている。

(注18) この小作人、地主に関しては、本節(注39)を参照。

(注19) B. GP区では第2次統一戦線政権時代(1969~70年)よりCPMや農民組織の組織的な活動が展開さ

れる(当時のB. GP区でのCPMの活動家からの筆者の聞き取りによる)。

(注20) 地所取得法、土地改革法が施行された1950年代半ばよりLF政権が成立するまでの時期において、西ベンガル州の各地で本調査地で見られたような、土地を小作に出すことに対する地主側の危機感から小作人の追い立てが行われていたことを報告・示唆するものとしては、F. R. Frankel, *India's Green Revolution: Economic Gains and Political Costs* (Princeton: Princeton University Press, 1971), pp. 168-169/A. Rudra, "Share-Cropping Arrangement in West Bengal," *Economic and Political Weekly*, vol. 10, no. 39, Sept. 27, 1975, pp. A58-A63/Dasgupta, "Share-cropping in . . ." pp. A85-A96/S. N. Chattopadhyay, "Historical Context of Political Change in Rural West Bengal: A Study of Seven Villages in Bardhaman," *Economic and Political Weekly*, vol. 27, no. 13, Mar. 28, 1992, p. 655 を参照。本調査での事例では、LF政権前の追い立てのほとんどが1970年代前半のものであることから、西ベンガル州において統一戦線政権時代の経験とそれに続く72年の法改正が小作人追い立ての動きに拍車をかけたことは想像に難くない。

(注21) 地主から補償として受け取った土地は小作地の半分あるいはそれ以下で、75%の小作料を得ることができる現行の刈分小作を続けた場合の利益よりは少ない。

(注22) 元小作人たちからの筆者の聞き取りから、彼らが、高い利息を要求されることなく、地主たちから毎年米の前借りや借金をしていたことがわかる。

1970年代に行われたルドラ(Ashok Rudra and Pranab Bardhan)の調査は、このような富農民と小作人・農業労働者との関係を裏付ける数的な根拠を提供するものとして示唆的である。彼らは、西ベンガル州の農村においては、専門の高利貸し業者ではなく、むしろ富農民(地主・雇業者)が小作人や農業労働者に借金を提供するのが一般的であること、また、そのなかには、無利子の借金も少なからず含まれていることを明らかにしている。A. Rudra, "Loans as a Part of Agrarian Relations: Some Results of a Preliminary Survey in West Bengal," *Economic and Political Weekly*, vol. 10, no. 28, July 12, 1975, pp. 1049-1053/A. Rudra and P. Bardhan, *Agrarian Relations in West Bengal: Results of Two Surveys* (Bombay: Somaiya Publications, 1983), pp. 51-60. なかでもメディニブル

県では高い比率で富農民(地主・雇業者)が小作人や農業労働者の借金先になっていたことがわかる。Rudra, "Loans as a Part . . ." 中の各表を参照。

(注23) このような元小作人たちの意識は、地主の意に反して小作人登録をするような行為を、長年世話になってきた(と、彼らが思っている)地主に対する「邪悪な行為」(*badamāsi*) (すなわち、彼らの道徳に反するような行為)だ、と言った元小作人たちの言葉によく示されている。

(注24) 例えば、表5中の7番。

(注25) 農民組織の地元の活動家からの筆者の聞き取りによる。

(注26) コーリーによれば、CPMはその支持層の拡大のため、1970年代半ばより党のイデオロギーを「革命的」なものから「改革主義的」なものに移行させた。そこでは、富裕階級との革命的な衝突よりも、広い支持基盤による政治的一体性が重視され、搾取階級が必ずしもすべて「敵」とはみなされず、唯一「敵」とされた階級はかなりの規模の土地を所有する大土地所有者(*big jotedar*)であった。Kohli, "Parliamentary Communism and . . ." pp. 786-788/*idem*, *The State and Poverty . . .*, pp. 96-108. また、マリックは、地主に対抗でき、最もよく小作登録の恩恵を受けることができたのは、中流農民層からの小作人であり、所有地をほとんどもたず、地主に経済的に依存している貧しい小作人は地主に対抗し、登録を行う力もなく、また、農民組織やパンチャーヤトも中流農民によって支配されているため、徹底した登録作業には積極的な姿勢を見せなかった、と言う。さらに彼は、国民会議派時代にすでに多くの小作人が登録を済ませていたこと、また、LF政権は小作人の解雇を抑制することにそれほど成功しなかったことを指摘し、LF政権の小作人登録作業が国民会議派時代のそれと比べて質的にも量的にも大差がなかったと批判している。Mallick, *Development Policy . . .*, pp. 50-61. マリックのこのような指摘は本調査地においてもある程度当てはまる。しかし、彼は、小作人さらには貧困層と富裕層の関係をきわめて階級対立的、利害対立的に捉えるあまり、両者の保護・依存関係の重要性を見落としているきらいがある。

(注27) カスナビス(Ratan Khasnabis)は、小作人登録作業がその政治運動としての側面を失い、現在ではすでに官僚的に行われる機械的作業と化してしまったことを指摘している。また彼は、CPMが支配するグラム



・パンチャーヤトの登録実績が、国民会議派の支配するグラム・パンチャーヤトの登録実績よりも必ずしも良いものではない、という調査結果を得ている。R. Khasnabis, "Tenurial Conditions in West Bengal: Continuity and Change," *Economic and Political Weekly*, vol. 29, no. 53, Dec. 31, 1994, pp. A191-A192.

(注28) B. GP 区では1970年代から80年代を通してキンマの葉の栽培が急速に普及する。例えば、T村のキンマの葉の栽培の発展に関しては、H. Araki, "Introduction and Growth of Betel Vine Cultivation in Tenteberia," in *Annual Report of Research Center for Regional Geography*, no. 4 (Hiroshima: Research Center for Regional Geography, Hiroshima University, 1995), pp. 87-100を参照。

(注29) 日給については、調査地での筆者の聞き取りによる。米の価格に関しては、Government of West Bengal, *Economic Review 1977-78* (Calcutta, n.d.), p. 37 および idem, *Economic Review 1995-96* (Calcutta, n.d.), p. 107 を参照した。

(注30) IRDP, すなわち、統合農村開発計画 (Integrated Rural Development Programme) は1980年より全国で実施されている貧困者の自己雇用を推進するための政策であり、その収入において貧困線 (poverty line) 以下にある世帯が行う小規模事業に対して、政府補助金付きで低利息の銀行融資が得られる。本調査時点では、年収1万1000ルピー以下の世帯が貧困線以下の世帯として融資対象となっている。

(注31) 村道は雨季には歩行困難なほどぬかるみ、そのためリキシャの需要は少なかったが、1980年代初頭から、主要幹線道路へ続く新たな道路の設置や村道の修繕により、リキシャ引きを生業とする者が増加する。N選挙区の土地無し世帯147世帯中、98世帯の世帯主が何らかの農業外収入を得ているが、そのうちリキシャ引きは最も多く30人に及ぶ。また、カルカッタの港に代わる第2の港、そして、工業地区として近年開発が進められているメディニプル県南東のホルディア (Haldia) 地区は、建設現場の肉体労働、技術職、工場労働などの臨時雇用を提供してきた。

(注32) N選挙区での調査世帯からの筆者の集計によると、アモン作では全経営面積201.43エーカーのうち、191.30エーカー (95.0%) が家族労働や農業労働者を使用した自己所有地での直接経営によるものであり、借入地によるものはわずか5%に過ぎない。これに対し、ポ

ロ作では全経営面積157.35エーカーのうち、71.75エーカー (45.6%) が借入地によるものである。ポロ作は化学肥料や農薬の投与、揚水ポンプのレンタル料など、アモン作より経費がかかり、また、アモン作よりも多くの労働力を必要とする。そのため、広い面積での直接経営は困難でもありリスクも大きくなるため、大・中土地所有者のなかには、アモン作は直接経営するものの、ポロ作期に土地 (の一部) を貸与する者が多くいる。

(注33) 表6中の借入面積の合計と貸与面積の合計に相違があるのは、N選挙区の借入者がN選挙区以外の大・中土地所有者からも多くの土地を借入していることによるものである。

(注34) 借入者が収穫量に関係なく一定額の小作料を地主に支払う土地の短期貸借契約は、西ベンガルではティカ (*thika*) 契約として知られている。ボンドパッダエ (Nripen Bandyopadhyaya) は、1970年代半ばに、灌漑の発達した一部の地域のポロ作においてティカ契約が普及しつつあることいち早く報告している。N. Bandyopadhyaya, "Changing Forms of Agricultural Enterprise in West Bengal: A Note," *Economic and Political Weekly*, vol. 10, no. 17, Apr. 26, 1975, pp. 700-701. カズナ契約もティカ契約の一部と考えられるが、前者の場合、小作料を現金で支払うのが前提となっており、後者よりもより限定された意味を持っている。調査村では、刈分小作を意味する「バグ・チャーシ」(*bhāg cās*) に対して、一定額の小額小作料を現金で支払い耕作することを意味する言葉として「カズナ・チャーシ」という語が一般的に使用されている。

(注35) 貸与地で見れば、全貸与地面積の約81%に及ぶ (表6)。

(注36) ハリス (John Harriss) もビルブム (Birbhum) 県での村落調査から、旧来の刈分小作慣行に代わり、1980年代に入ってからポロ作における土地の短期貸借が普及したことを報告している。J. Harriss, "What Is Happening in Rural West Bengal?: Agrarian Reform, Growth and Distribution," *Economic and Political Weekly*, vol. 28, no. 24, June 12, 1993, p. 1239.

(注37) 筆者の聞き取り調査による。

(注38) 上述した84世帯 (カズナ・チャーシと刈分小作の両方を行う世帯3世帯を含む) のうち、カズナ・チャーシを行う世帯は54世帯、刈分小作を行う世帯は33世帯である。カズナ・チャーシを行う世帯中、3期以上継

続して同じ地主から土地を借入している世帯は2世帯で、地主が借金先のうちの1人になっているのは1世帯であるのに対し、刈分小作を行う世帯中では、それぞれ、4世帯、5世帯となっている。カズナ・チャーシとは異なり、不作の時の取り分が少なくなる刈分小作は地主にとってはリスクを伴う契約であり、刈分小作によって貸借契約が行われる場合、貸与者・借入者間に強い信頼関係あるいは親戚・姻戚関係（それゆえ、貸与者の寛容さ、あるいは、借入者の貸与者に対する交渉力の強さがかがえる）があることが多い。このため、契約の継続や借金関係が刈分小作において若干多く見られる。しかし、事例としてはあくまでも少数である。

(注39) 大土地所有者のなかでは1人の地主（7.37エーカーの土地を所有）だけが土地の一部を刈分小作に出している。彼は、1993/94年のボロ作期に4.72エーカーをカズナ・チャーシに出し、残る2.65エーカーは近隣に居住する者数人に刈分小作をさせていた。そのうちの1人は地主の家と姻戚関係にあり、アモン作においてもこの地主の土地でここ10年間ほど刈分小作を行っている。現在、N選挙区内で同じ大土地所有者のもとでこのように継続的に刈分小作を行っているのはこの小作人だけである。

(注40) 零細土地所有者でボロ作期に土地を刈分小作に出している世帯のうち2世帯で、あらかじめ一定量の取り分を設定し、小作契約をしていた。それぞれの土地貸与者の取り分は収穫量の約2分の1、3分の1であった。収穫物を分けるという意味で、バグ・チャーシと呼ばれていたので、ここでは「刈分小作」のなかに含めた。筆者の世帯調査からは、こうしたケースを除いて、ボロ作期の刈分小作がすべて小作75：地主25の刈分率で行われているとの結果を得た。

(注41) 1993/94年のボロ作におけるカズナ・チャーシの小作料は1ビガ (*bighā*) (本調査地での1ビガは約0.46エーカー) 当り、700ルピー、あるいは、800ルピーが一般的な相場であった。1ビガの土地から期待できるボロ稲は約20モン (*man*) (1モンは約37.3kg)、すなわち、約746kgであり、米に換算すると約497kgになる。1994年のボロ米の農家による売却価格は1kg当り5.5～6.5ルピーであり、497kgでは2734～3231ルピーになり、カズナ・チャーシの小作料が期待できる米の収穫量の額の25%前後であることがわかる。

(注42) 12世帯の借金および米の前借りの総額は、約1万4050ルピー（うち現金2900ルピー、稲2230kg。稲

の価格は1995年の本調査地で得られた最高額である60kg当り300ルピーで計算）であり、1世帯平均では1171ルピーである。米の前借りの場合利息はなく、借金の場合も7世帯中2世帯が利息を課せられているにすぎない。借金・米の前借りをしている農業労働者1人当りのアモン作期での平均雇用日数は37.8日であり、男性の場合の日給は30ルピーあるいは32ルピーであることから、借金・米の前借りはアモン作期の農業労働だけで返済可能な額と言える。農業労働者の富農層からの米の前借りや借金の減少はハリスも指摘している。彼は、こうした現象に富農層の支配力や農業労働者の依存度の減少を見て取る。Harriss, "What Is Happening . . .," p. 1241.

(注43) ある農業労働者は、現在の雇用主たちがなかなか前貸しをしてくれないことに言及し、彼らの多くが「先に仕事、それから、お金（賃金）」といった原則で農業労働者を雇用するようになった、と語っていた。

(注44) 1950年代後半から60年代の西ベンガル州での社会人類学的調査において、農村社会の2つの大きな社会階層として、ボッドロローク (*Bhadralok*) とチョトロークの存在が指摘されてきた。ボッドロロークの特性としては、高カースト、高い経済的地位（農業生産関係では地主）、政治力、高い教育水準、洗練された生活様式などが挙げられ、チョトロークはその逆を意味する。例えば、G. Chattopadhyay, *Ranjana: A Village in West Bengal* (Calcutta: Bookland Private Limited, 1964), pp. 41-42/S. Sengupta, *Caste Status Group Aggregate and Class: An Inquiry into the Social Stratification in Rural West Bengal* (Calcutta: Firma KLM Private Limited, 1979) を参照。ボッドロロークとしての地位は単に政治経済的なものだけでなく、社会・文化面をも含めた総合的な評価に基づくものである。これに対し、ボロロークは、単に、経済的富裕者や権力者を意味する。本稿では、本調査地の富裕層を広く捉える概念として「ボロローク」を用いる。なお、近年では「ボッドロローク」は社会階層を示す語というよりは、礼儀上の敬称として一般には使用されているが、「ボロローク」は現在でもある種の社会階層を示唆する語として用いられている。「チョトローク」に関しては、元来そのカースト（低カーストであること）が「チョトローク」であることを決定づける大きな要因となっていたと同時に、それは人を侮蔑する言葉でもあった。しかし、これも近年では専ら後者の意味のみを含む言葉となり、公的な場で使用されることもほとんどない。本稿で用い

た「チョトローク」という語は、低カーストの者というより、広く蔑みの対象となっていた者のことを指している。

(注45) LF 政権前後にわたっての貧困層の所得状況の変化を具体的な数値で示せるようなデータを、残念ながら筆者は持ち合わせていない。しかし、農業労働機会が増加したことや農業労働賃金が上昇したこと、また、小作の刈分率が75:25になったことを理由に、あくまでも以前と比べればであるが、農業労働や小作を行う者の暮らし向きが良くなったということは、村人から、また、農業労働者や小作人自身からもよく耳にした。

(注46) 本稿では、旧来のボロロークにしても、CPMの政治指導者にしても、貧困者から経済的に依存され(あるいは、経済的な援助を期待され)、その要求に応えるという共通の社会的な役割があったと考えことから、両者に対してともに「パトロン」という語を用いた。しかし、次節で明らかになるように、両者のそれぞれのパトロンとしての性格は異なるものである。

(注47) ルード(Arild Engelsen Ruud)は、世帯当りの土地所有規模の減少に、貧農がパトロンを失う過程を見、CPMや農民組織の活動が盛んであった第2次統一戦線政権時代のボルドマン(Bardhaman)県において、CPMの指導者たちが地主・小作関係に象徴されるような村社会の伝統的な相互依存関係のなかで、貧困者への援助の提供者、利益の保護者として、村人からの支持を得てきたことを指摘している。A. E. Ruud, "Land and Power: The Marxist Conquest of Rural Bengal," *Modern Asian Studies*, vol. 28, part 2, May 1994, pp. 357-380. このようなCPMの支持基盤拡大の過程は、B. GP区におけるLF政権成立時、さらには政権下におけるCPMの支持基盤拡大の様相を捉える上できわめて示唆に富んでいる。

### III パンチャーヤト

#### 1. 西ベンガル州のパンチャーヤト制度の変遷(注1)

独立後のインドでは、民主主義的な地方分権化と地方自治を目的としたパンチャーヤト制を組織する必要性が唱えられ、各州でその試みがなされてきた。西ベンガル州では1964年に、行

政村レベルから県レベルに至る4層の議会(評議会)から構成されるパンチャーヤト機構が成立するが(注2)、その後の政治的混乱などのため、十分に機能することなく、その間に2度政権を握った統一戦線政権のパンチャーヤト制再編計画も宙づりになったままとする。その後、1972年に国民会議派が政権に返り咲くと、翌年73年には新しい西ベンガル州パンチャーヤト法(The West Bengal Panchayat Act, 1973)を議会に通過させた。しかし、この新しいパンチャーヤト法も、当時の中央政府が中央集権化を進めていたことや、州の国民会議派の内紛のため空文化し、その実際の施行にはLF政権の誕生を待たなければならなかった。

LF政権はその農村開発の大きな柱としてパンチャーヤト制の活性化を唱え、1978年にはパンチャーヤト選挙を実現させ、ここに1973年法に基づく新たなパンチャーヤト機構が機能することになった。この新たなパンチャーヤト機構は、数カ村からなるグラム・パンチャーヤト、ブロック(地区)レベルのパンチャーヤト・シヨミティ(panchayat samiti)、県レベルのジェラ・ポリショッド(jelā pariṣad)の3層の議会(評議会)から構成されている。3つのそれぞれの議会の議員は住民の直接選挙によって選出され、1978年、83年、88年、93年と、計4回の選挙が5年おきに行われてきた。

このLF政権下のパンチャーヤト選挙で画期的であったのが、政党の直接参加を認めたことであり、その結果、農村内政治においても政党政治がもたらされることになった。

#### 2. B. GP区におけるパンチャーヤトの運営主体の変遷

B. GP区におけるLF政権下での4回にわた

表 8 B. GP 区におけるパンチャーヤト

土地所有規模 (エーカー)	オンチョル・ パンチャーヤト	1978			1983		
		CPM	無所属*	計	CPM	国民 会議派	計
A : 0	0	1	0	1	3	0	3
B : 0.01~0.50	0	1	0	1	0	1	1
C : 0.51~1.00	0	4	3	7	3	1	4
D : 1.01~2.50	2	1	1	2	5	1	6
E : 2.51~5.00	3	1	1	2	2	2	4
F : 5.01~10.00	5	1	1	2	0	1	1
G : 10.01~	5	1	4	5	0	0	0
計	15	10	10	20	13	6	19

(出所) 筆者の聞き取り調査による。

(注) カッコ内の数字は、立候補者数を示している。\* 1978年選挙での「無所属」は実質的には

表 9 B. GP 区におけるパンチャーヤト

主 職 業 <sup>1)</sup>	オンチョル・ パンチャーヤト	1978			1983		
		CPM	無所属*	計	CPM	国民 会議派	計
自作農	5	5	4	9	4	3	7
小作	0	1	1	2	0	0	0
農業労働	0	0	0	0	1	0	1
教師	4	2	4	6	4	2	6
専門職 <sup>2)</sup>	2	0	0	0	0	1	1
大規模自営業・ 工事請負人	4	0	1	1	1	0	1
事務職	0	1	0	1	1	0	1
工場労働 <sup>3)</sup>	0	0	0	0	0	0	0
職人・小規模自営業	0	1	0	1	1	0	1
低収入肉体労働 <sup>4)</sup>	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	0	1
計	15	10	10	20	13	6	19

(出所) 筆者の聞き取り調査による。

(注) カッコ内の数字は、立候補者数を示している。\* 1978年選挙での「無所属」は実質的には業外収入のある者に関しては、その職業を優先して「主職業」とした。また、女性議員に關計した。2) 「専門職」とは、教師以外で高学歴を要する職業を示し、医師、薬剤師、陪審の村外被雇用者(村の住人で村外で雇用されている者)をも含めた。4) 「低収入肉体労働」

るパンチャーヤト選挙では、西ベンガル州の他の多くの地域同様、LF 政権の軸政である CPM と主力野党の国民会議派との間での選挙戦が繰り広げられ<sup>(注3)</sup>、1978年の選挙以外は C

PM がグラム・パンチャーヤトでの安定多数を確保してきた<sup>(注4)</sup>。

表 8 から表10は1964年に成立した旧パンチャーヤト機構でのオンチョル・パンチャーヤト

議員（立候補者）の土地所有状況

(単位：人)

1988				1993			
CPM	国民 会議派	無所属	計	CPM	国民 会議派	BJP	計
1( 4)	0( 3)	0( 0)	1( 7)	1( 3)	2( 2)	0( 2)	3( 7)
5( 5)	0( 2)	0( 1)	5( 8)	5( 7)	1( 6)	0( 3)	6(16)
4( 4)	0( 6)	0( 0)	4(10)	5( 6)	1( 5)	0( 2)	6(13)
6( 6)	2( 5)	0( 0)	8(11)	5( 6)	1( 7)	0( 3)	6(16)
2( 2)	1( 2)	0( 1)	3( 5)	2( 2)	1( 4)	0( 0)	3( 6)
0( 0)	0( 1)	0( 0)	0( 1)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	0( 0)
1( 1)	0( 1)	0( 0)	1( 2)	1( 1)	0( 1)	0( 0)	1( 2)
19(22)	3(20)	0( 2)	22(44)	19(25)	6(25)	0(10)	25(60)

国民会議派である。

議員（立候補者）の主職業

(単位：人)

1988				1993			
CPM	国民 会議派	無所属	計	CPM	国民 会議派	BJP	計
6( 6)	2( 7)	0( 0)	8(13)	4( 8)	3(12)	0( 5)	7(25)
1( 1)	0( 0)	0( 0)	1( 1)	1( 1)	0( 0)	0( 1)	1( 2)
0( 0)	0( 3)	0( 0)	0( 3)	0( 0)	2( 3)	0( 1)	2( 4)
4( 4)	1( 6)	0( 0)	5(10)	4( 4)	0( 4)	0( 0)	4( 8)
2( 2)	0( 1)	0( 1)	2( 4)	0( 0)	0( 0)	0( 1)	0( 1)
2( 2)	0( 1)	0( 0)	2( 3)	1( 1)	0( 1)	0( 0)	1( 2)
1( 1)	0( 0)	0( 0)	1( 1)	1( 2)	0( 0)	0( 0)	1( 2)
1( 2)	0( 1)	0( 0)	1( 3)	3( 4)	1( 3)	0( 0)	4( 7)
2( 4)	0( 0)	0( 1)	2( 5)	5( 5)	0( 1)	0( 1)	5( 7)
0( 0)	0( 1)	0( 0)	0( 1)	0( 0)	0( 1)	0( 0)	0( 1)
0( 0)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	0( 0)	0( 1)	0( 1)
19(22)	3(20)	0( 2)	22(44)	19(25)	6(25)	0(10)	25(60)

国民会議派である。1) 農業外収入のない者を「自作農」「小作」「農業労働」に範疇化し、農してはすべて無職であるため、既婚者の場合はその夫の、未婚者の場合はその父親の職業で集員などがこれに含まれる。3) 「工場労働」のなかには、電気工、工事現場監督、コックなどは農業労働以外の村内肉体労働者を指し、リキシャ引きや運搬船の漕ぎ手がこれに含まれる。

(現在のグラム・パンチャーヤトに相当する)の議員とLF 政権下での議員および立候補者<sup>(注5)</sup>をそれぞれ土地所有別、職業別、教育年数別に集計したものである。以下これらの表を参照しつ

つ、B. GP 区内の議員たちの社会経済的属性の変遷をたどっていくことにする。

まず、LF 政権成立前のオンチョル・パンチャーヤトに関しては、その議員の多くが大土地

表10 B. GP 区におけるパンチャーヤト

教育年数 (年)	オンチョル・ パンチャーヤト	1978			1983		
		CPM	無所属*	計	CPM	国民 会議派	計
0	0	0	0	0	0	0	0
1~4	1	0	1	1	0	3	3
5~9	9	6	1	7	5	0	5
10~12	2	0	6	6	3	1	4
13~15	1	0	0	0	0	1	1
学士号取得	2	2	2	4	2	0	2
修士号取得	0	1	0	1	2	0	2
計	15	9	10	19	12	5	17

(出所) 筆者の聞き取り調査による。

(注) 教育年数に関しては、延べ151人から回答を得た。カッコ内の数字は、立候補者数を示して

所有者であったことが見て取れる(表8)。彼らは小作人や農業労働者を多く抱えていた地主であった。また、議員の多くが、自作農のかたわら、教師や医者といった社会的評価の高い職業に就いたり、経済的地位をかなり高めるような大規模自営業を行っていた(表9)。すなわち、オンチョル・パンチャーヤトはポロロークで占められていた。

これに対し、1978年の選挙ではかつてのオンチョル・パンチャーヤト議員が3名当選するものの、LF政権以降のパンチャーヤトでは、大土地所有者が激減し、小土地所有者の議員・立候補者もかなり見られるようになってきた。特に、1988年、93年の選挙では零細土地所有者の立候補者・議員の増加が目立つ(表8)。職業構成に関しても、少ないながらも小作、農業労働者の議員・立候補者が表れるようになり、1988年以降では、小規模自営業(その多くが村内での零細な商店経営)、職人、工場労働者などからの立候補者、当選者の増加が目立つ(表9)。このような傾向と並行して、教育年数4年以下の

低学歴者のパンチャーヤトへの進出も進んできた(表10)。

また、1978年、83年、88年の選挙では、CPMの方が国民会議派よりも多い比率で土地無し、および、零細・小土地所有者を議会に送り出し、それぞれの党の特徴が表れていた(表8)。しかし、1988年、93年の立候補者を見てみると、土地所有における両党の差はほとんどなく、93年には国民会議派から土地無し層・農業労働者の当選も見られるようになる(表8、9)。これは、国民会議派がCPMに対抗するかたちで、自らも貧困者からの支持拡大を狙った結果である(注6)。

議員(立候補者)の年齢に関しても、1964年時点のオンチョル・パンチャーヤト議員の平均年齢が48.1歳であったのに対して、78年、83年、88年、93年の議員(立候補者)の平均年齢はそれぞれ39.5歳、37.6歳、40.1歳、37.9歳となっており、議員(立候補者)の若年化が見られる(注7)。

以上のことから、LF政権下において、当選

## 議員（立候補者）の教育年数

(単位：人)

1988				1993			
CPM	国民 会議派	無所属	計	CPM	国民 会議派	BJP	計
0(0)	0(1)	0(0)	0(1)	0(0)	1(2)	0(0)	1(2)
2(2)	0(1)	0(1)	2(4)	5(5)	0(2)	0(0)	5(7)
9(10)	1(7)	0(0)	10(17)	6(10)	1(7)	0(6)	7(23)
3(3)	1(8)	0(0)	4(11)	3(5)	3(9)	0(1)	6(15)
0(1)	0(1)	0(0)	0(2)	0(0)	0(1)	0(2)	0(3)
3(3)	0(1)	0(1)	3(5)	4(4)	1(2)	0(1)	5(7)
2(2)	0(0)	0(0)	2(2)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)
19(21)	2(19)	0(2)	21(42)	19(25)	6(23)	0(10)	25(58)

いる。\*1978年選挙での「無所属」は実質的には国民会議派である。

・不当選にかかわらず、それまで政治の場に登場することのなかった社会経済的弱者のパンチャーヤト政治への参加が着実に進んできたことがうかがえる(注8)。そして、かつてのオンチョル・パンチャーヤト議員(あるいは、その家族の者)は1983年より当選議員から姿を消すことになる。

しかしこういった反面、依然、土地無し・零細土地所有者が議員および立候補者に占める割合は、調査地での世帯数の割合から見てかなり少なく、当選議員に至ってはさらに少なくなっている(表8)。また、これらの議員のなかには、医者、工事請負人、工場労働者、小規模自営業者なども含まれるため、主職業において小作、農業労働者である者はさらに少なくなり、農業労働以外の低収入肉体労働者に至っては皆無である(表9)。すなわち、農村社会において下層に位置し、農村開発政策の中心ターゲットとも言える人々のパンチャーヤトへの進出はきわめて限られたものになっているのである。

さらに、パンチャーヤト議員の多くは、自ら

の意志や村民の要請というよりは、それぞれの党の決定によって立候補するため、必ずしも、自らの選挙区において大きな政治的指導力や影響力を有しているとは限らない(注9)。特に、強い組織力と指令系統をもつ CPM(注10)においては、指導力をそれほど有していない議員(特に、政治経験の乏しい議員や低学歴の議員)は他の有力議員や有力党員の指示下に置かれることになる。筆者の観察では、このような有力党員は、パンチャーヤト議員でなくても、パンチャーヤト事務所に頻繁に出入りし、貧困緩和政策の実施過程や受益者の選定過程にも大きく関与するなど、パンチャーヤト議員と変わらぬ仕事をしていた。表11が示すように、これら有力議員・党員のなかには、高学歴者(あるいは、教師)で、村の中間階層に位置している者が多いことがうかがえる(注11)。CPM が過半数を占めてきたグラム・パンチャーヤトにおいて、このような CPM の有力議員・党員がパンチャーヤト運営に与える影響は大きい。

LF 政権後のパンチャーヤトにおいて、それ

表11 B. GP 区における CPM の有力議員および党员 (1994年現在)

有力議員・党员	年齢	カースト <sup>1)</sup>	学歴 <sup>2)</sup>	主職業 <sup>3)</sup>	土地所有規模 (エーカー)	地位 <sup>4)</sup>
1	45	一般	学士	教師	D : 1.01~2.50	B. GP 議長, 農民組織のブロック議長
2	42	SC	9	自作農	C : 0.51~1.00	労働組合 (CITU) のブロック書記長
3	45	一般	修士	教師	D : 1.01~2.50	PS 議員, B. GP 区党書記長
4	42	SC	12	教師	E : 2.51~5.00	PS 議員
5	38	ムスリム	学士	自作農	G : 10.01~	B. GP 副議長
6	48	一般	12	教師	D : 1.01~2.50	B. GP 区内のランチ書記長
7	40	一般	12	教師	B : 0.01~0.50	労働組合 (CITU) の B. GP 区書記長

(出所) 筆者の聞き取り調査による。

(注) 議員以外の有力党员に関しては、N選挙区内およびその近辺に在住する者のみを表にした。

- 1) 「カースト」欄の「一般」はSC以外のヒンドゥー教徒のカーストを指す。
- 2) 「学歴」欄の数字は教育年数を表す。
- 3) 各主職業に関しては、表9を参照。
- 4) 「地位」欄の「PS」はパンチャーヤト・ショミティのことである。

までの大土地所有権力者が姿を消し、新たに村内の中間階層が、議員構成上あるいは運営上、パンチャーヤト政治の中心になったこと、しかしその一方で、貧困層（特に、土地無し農業労働者や小作人）のパンチャーヤト政治への参加がきわめて限られたものになっていることは、これまでしばしば指摘されてきた<sup>(注12)</sup>。また、議員、特に議長職にある者（すなわち、パンチャーヤト政治の指導層）の教育水準が高い（職業では教師）ことも報告されてきた<sup>(注13)</sup>。B. GP 区においても同様の傾向を指摘することができ、高学歴者（シッキト・ローク [siksita lok]）を指導層とする広い範囲での村内中間階層がパンチャーヤト運営さらには CPM の党運営の主体となってきた。

このように、貧困者がパンチャーヤト政治の運営主体になれなかったことは、彼らがあくまで政治の対象に留まってきたことを意味する。これはある意味では、村人一般の意識がもたらした帰結でもある。すなわち、彼らの多くが低学歴者（オシッキト・ローク [asiksita lok]）であ

ることから、そのような者に政治を任せることに対する村人一般のためらいの気持ちが強く反映されたものと言える<sup>(注14)</sup>。さらにそれと同時に、土地改革の挫折が示すように、CPM はこのような貧困者に対する政治教育、さらには彼らの組織化を積極的に進めることもなかった。そして、中間階層によって支配されてきたパンチャーヤトも農村社会構造に大きな変革をもたらす政策を推進するというよりも、多額の開発資金が下りる中央政府の貧困緩和政策の実施に力を入れてきた<sup>(注15)</sup>。その結果、ポロロークから孤立していった貧困者にとって、パンチャーヤト議員や党员は彼らに援助を提供する新たなパトロンとして期待され、また、そのような役割を果たすことになる<sup>(注16)</sup>。「貧乏人（ゴリーブ・ローク [garib lok]）のための党」<sup>(注17)</sup>である CPM と CPM が主導権を握るパンチャーヤトの下で、貧困者は「貧乏である（ゴリーブ）」ことから得られる利益を追求し、CPM もそれに応えることによって貧困者からの支持を拡大していった。また、このことは、そのイデオロギー



というよりは、ただ自らの便宜便益を得るために CPM を支持する機会主義の支持者を生むことにもなった(注18)。

貧困者の政治への影響力が強まったことは認めるものの、このような新しいパンチャーヤトの下での政治指導者と村人(貧困者)との援助と依存の関係が、結局は伝統的な村の権力関係(政治)のあり方、すなわち、旧来の社会秩序のあり方と変わりがないことを指摘する論者もいる(注19)。彼らによれば、新たなパンチャーヤト政治の下でも、CPM・国民会議派両党の有力なパンチャーヤト議員や党員を中心とした村内派閥が形成され、民主的な手続きによる公正な援助の分配というよりは、個人的なつながりや縁故が重視されることになる。しかし、以下に見るN選挙区での貧困緩和政策の実施状況はこうした指摘とは若干異なる様相を呈している。

### 3. パンチャーヤト行政における貧困者

表12から表15はN選挙区内における貧困緩和政策、すなわち、IRDPによる融資(SCのための特別融資も含む)(注20)と賃金雇用政策(注21)の受益者の土地所有および主職業を支持政党別に示したものである。これらの表から、IRDP、賃

金雇用政策ともに、貧困層に受益がよく行き渡っていることが指摘できる。貧困層に受益がよく行き渡っているという点では、西ベンガル州の貧困緩和政策の実施状況は良く(注22)、N選挙区の事例からもそのことが裏付けられる。

特に、賃金雇用政策では、村内の建設事業(村道の改善、用水路の補修など)を行うため、貧困層のなかでも特に下層に位置する農業労働者や農業労働以外の低収入肉体労働者(ここでは、建設資材を運搬するリキシャ引き)からの雇用が多くなっている(表15)。また、表12からは、貧困層に積極的に援助の分配を行おうとしてきたパンチャーヤトの姿勢が見て取れる。すなわち、土地所有規模から見た場合、時代を経るにつれてIRDPの受益者はより貧困な者へと移り、受益対象としてふさわしくない者が受益しているという例はほとんどなくなったことがうかがえる(表12)。このように、貧困者へ積極的に援助の分配がなされてきたことは、貧困者と政治指導者との関係のあり方の変化を示すものである。

かつてのボロロークによって占められていた旧パンチャーヤトの政治指導者と村人との関係

表12 N選挙区内におけるIRDP融資の受益者の土地所有状況(支持政党別)

(単位:人)

土地所有規模 (エーカー)	1984~88		1989~94		計	
	CPM	国民 会議派	CPM	国民 会議派	CPM	国民 会議派
A: 0	25	7	25	9	50	16
B: 0.01~0.50	21	7	8	3	29	10
C: 0.51~1.00	4	5	1	0	5	5
D~G: 1.01~	3	2	1	1	4	3
計	53	21	35	13	88	34

(出所) Mallabhum Gramin Bank, Geonkhali Branch の内部資料および筆者の聞き取り調査による。

表13 N選挙区内における IRDP 融資の受益者の主職業（支持政党別）

(単位：人)

主 職 業*	1984～88		1989～94		計	
	CPM	国民 会議派	CPM	国民 会議派	CPM	国民 会議派
自作農	12	4	4	3	16	7
農業労働および小作	11	7	13	3	24	10
職人・小規模自営業	17	6	10	3	27	9
低収入肉体労働	13	4	8	4	21	8
計	53	21	35	13	88	34

(出所) 表12と同じ。

(注) \*各主職業に関しては、表9を参照。

は、農業生産関係におけるパトロンとしてのポロロークと貧困者との関係の延長でもあった。社会経済的地位に加えて、政治的な力を独占していたポロロークの政治においては、元オンチャール・パンチャーヤト議員の言葉を借りれば、彼らの言うことを「村人は皆聞いて従って」いた。このことは裏を返せば、村人の発言力がなかったことを示すものであり、政治指導者であるポロロークと村人（特に、貧困者）との関係は、ポロロークの側の指示（あるいは、援助を与える側の権利）が優先され、村人（貧困者）の側には服従（援助に対する返済の義務）が強調されていた<sup>(注23)</sup>。

これに対し、新たなパンチャーヤトは、先に触れたことから明らかなように、貧困者の利益追求を政治的権威に保障された合法的なものとし、貧困者が自らの権利を主張できる環境をつくり出した。前節で述べた貧困者のポロロークに対する経済的依存度の減少と、このような政治環境の変化によって、貧困者はもはや蔑みの対象としてのチョトロークではなくなった。そして、パトロンとしてのパンチャーヤト議員や党員にはこのような貧困者の権利を保障する

義務が強調されることになる。このような両者の立場の変化が貧困者への開発資金の流れを可能にしてきた。

しかし、貧困者の政治的交渉力の増大と同時に、新たなパンチャーヤトでの政党政治は政党に基づく村内派閥をもたらしたことも事実である。その結果、CPMの支持者びいきがあるために受益にあずかれない、という村人の不平・不満、さらには、CPM議員による開発資金の着服に関する国民会議派支持者間での噂は本調査地でも聞かれる。

確かに、貧困緩和政策の受益者を見ると、CPMの支持者がその大部分を占めていることがわかる（表12～15）<sup>(注24)</sup>。特に、貧困層のなかでも下層に位置する者たちからの受益者が多い賃金雇用政策では、その受益者のほとんどがCPMの支持者である（表14、15）。

開発資金や受益者枠には限度があり、一度に多くの者が受益することはできない。そのため、受益者の選定作業が必要となる。パンチャーヤトの予算および業務内容とその受益者の選定に関しては、各選挙区において村人全員が参加できるグラム・ショパー (*grām sabhā*, 村会) を開

表14 N選挙区内における賃金雇用政策受益者の土地所有状況(支持政党別) (単位:人)

土地所有規模 (エーカー)	CPM	国民 会議派	不明	計
A: 0	32	2	0	34
B: 0.01~0.50	17	4	2	23
C: 0.51~1.00	3	0	0	3
D, E: 1.01~5.00	6	1	0	7
計	58	7	2	67

(出所) 筆者の聞き取り調査による。

き、報告することが義務づけられている。しかし、筆者が観察した限りでは、議員がグラム・ショバーの開催を呼びかけなかったり、また、呼びかけても村人の集まりが悪いなど、グラム・ショバーが十分に機能してきたとは言えない。そのため、表12, 14からうかがえるように、土地所有状況から見て、受益対象外と思える者への融資の漏れもあった。また、貧困層の受益者のなかにも、議員や有力党员とのつながりが深く、活動的な党支持者も確かに存在する。

しかし、筆者が観察した限りでは、受益者のCPMへの偏りは、意図的な支持者びいきが繰り返されてきたことによるものとは言えない(注25)。むしろ、政策の主旨どおりに、貧困者に積極的に援助の分配を行おうとしてきたCPMとそのパンチャーヤトに期待して、貧困者の多くがこれを支持してきた結果と言える。貧困緩和政策をその主旨どおりに実施しようとするれば、必然的にCPMの受益者が多くなるのである(注26)。

また、議員や有力党员とつながりがある者ばかりに援助の分配を行うことや、あからさまな開発資金の着服は、政策の性格や実施の方法上もさることながら(注27)、社会的政治的な環境上困難でもある。貧困者の発言力が増し、開発政

表15 N選挙区内における賃金雇用政策受益者の主職業(支持政党別) (単位:人)

主職業*	CPM	国民 会議派	不明	計
自作農	11	0	1	12
農業労働および小作 職人・小規模自営業	20	3	1	24
低収入肉体労働	7	1	0	8
	20	3	0	23
計	58	7	2	67

(出所) 筆者の聞き取り調査による。

(注) \*各主職業に関しては、表9を参照。

治の恩恵の分配に彼らが敏感に反応する状況のなか、議員や党员がどれだけ公正に村人の要請に応えられるかが、彼ら自身や彼らの党の評価、ひいては、その政治生命に大きく影響する。そのため彼らは自らの党の支持者以外の者へ、あるいは、自らの「人脈」(注28)の外へと開発政策の恩恵を分配することに吝かではなかった。

IRDPの受益者を例に取ってみよう。受益者の選定にはその選挙区内のパンチャーヤト議員や有力党员が大きな決定権をもってきた。N選挙区では、1983年から88年までは2議席中CPMと国民会議派の議員が1議席ずつ占め、88年より2議席ともCPMの議員によって占められることになる。しかし、表12と表13を見る限り、両時代のIRDP融資の受益者における両党の支持者の割合には大きな違いはなく、CPMが両議席を獲得した後も、国民会議派の支持者からの受益者の割合はほとんど減少しなかった。また、支持者からの要求や、支持者であるにもかかわらず便益にあずかれなかった者の抗議に対して、議員や党员が公正な行政を理由にその要求に応えられない(あるいは、応えられなかった)ことを彼らに説得する場面もしばしば見受けられる。支持者びいきがあるという村人の不平や

不満は、政策の主旨からいって受益の対象とはなり得ない者、あるいは、受益対象者としての優先度<sup>(注29)</sup>の低い者が、受益者に対していただく偏見、さらには、政策の主旨や実施方法に対する認識不足<sup>(注30)</sup>によるところが大きい。また、議員による開発資金の着服に関する話も噂の域を出ない場合が多い<sup>(注31)</sup>。

貧困緩和政策における支持者びいきや不正は村人や反対党の「監視の目」を通してかなり抑制されてきたと言える。これは政党政治のもたらした不正を抑制するメカニズムでもあり<sup>(注32)</sup>、このようなメカニズムがはたらくなか、議員や党員は伝統的な村の政治の枠を越え、「政府の政策」に基づく公正な義務の遂行を目指す傾向にあった。

しかしその一方で、貧困者は、政党を支持することから生じる政治指導者との個人的なつながりや縁故に期待し続けた。便益にあずかれなかった場合、彼らは、「党を支持してきたにもかかわらず」、あるいは、「議員に頼んだにもかかわらず」便益にあずかれなかった、と不平をもらす。そこでは、受益対象者としての優先度（適切性）はあまり問題にされない。すなわち、彼らにとっては、政策の主旨から見た受益者の優先度（適切性）といったことよりも、政党を支持すること、あるいは、議員や有力党員とのつながりが便益にあずかれる第1の条件とみなされてきた。貧困者にとってパンチャーヤトは政治指導者とのつながりによってもたらされる個人的な利益を追求する場であり、彼らはそのような利益を保障してくれる政治指導者を求めてきた。貧困者は、貧困であることから得られる自らの権利を伝統的な「依存・縁故の構図」に従って主張し続けた。

パンチャーヤト行政の問題点は、実際の不正や支持者びいきにあるというよりは、貧困者をあくまで政治の「対象」に留まらせてきたことにあり、その結果もたらされた政治指導者と貧困者とのパンチャーヤト政治に対する意識や認識の相違にある。さらに言えば、パンチャーヤトが政治の主体と政治の対象との間に援助と依存の関係を生じさせやすい貧困緩和政策の実施に専ら力を入れていることにある。

このようなパンチャーヤト政治に対する政治指導者と貧困者との意識や認識の相違は、政治指導者が貧困層からの支持を確固としたものにしていく上での阻害要因となることは言うまでもない。なぜなら、パンチャーヤト行政が制限ある開発資金のより公正な分配を目指していく過程で、政党を支持することによって個人的な援助を期待してきた貧困者にとって、パンチャーヤトは必ずしも彼らの期待に沿うものとは言えなくなってしまうからである。その結果、期待に反して十分な援助にあずかれなかった者は、議員や党員に対する不信感を募らせることになる。

CPMのパンチャーヤト行政に対して、このような貧困者の不信感が芽生えてきたことは、最近のパンチャーヤト選挙の結果からうかがい知ることができる。1983年、88年のB.GP区のグラム・パンチャーヤト選挙では、CPMが貧困層からの支持を拡大し、着実に票を伸ばしてきたが、93年の選挙では、国民会議派による追い上げが見られた<sup>(注33)</sup>。貧困者たちは、それまでCPMに期待して、これを支持してきた。しかし、1993年の選挙結果は、それまでのCPMのパンチャーヤト行政に対する貧困者の不信感が具体的な数字となって現れ出たものと解釈で

きる。

また、このようなパンチャーヤト政治に対する不信感、新たな第3の政党としてのBJP<sup>(注34)</sup>の台頭を助ける可能性<sup>(注35)</sup>、さらには、貧困者の政治離れや政治に対する無関心を助長させ、彼らの積極的な政治参加をさらに困難なものにしていく可能性をはらんでいると言えよう。

(注1) 西ベンガル州のパンチャーヤト制度の成立過程やその変遷、また、その機構・機能に関しては、P. Datta, *The Second Generation Panchayats in India* (Calcutta: Calcutta Book House, 1992), pp. 24-41/松井「農村社会変革への……」61~106ページを参照した。

(注2) おおむね行政村と一致する村レベルではグラム・パンチャーヤト(*grām panchayat*)、英領期のユニオン(union)の単位を踏襲し、数カ村で構成される行政単位レベルにオンチョル・パンチャーヤト(*añcal panchayat*)、ブロック(地区)レベルではアンチョリク・ポリショッド(*añcalik pariśad*)、県レベルではジェラ・ポリショッド(*jela pariśad*)の4議会(評議会)がある。

(注3) なお、1993年の選挙では、ヒンドゥー至上主義を唱える右派政党のインド人民党(Bharatiya Janata Party: BJP)もパンチャーヤト選挙に参加するが、B. GP区すべての選挙区で候補者を擁立することはできず、その得票数も、西ベンガル州での全体的な傾向同様、他の2政党に比べはるかに少なかった。

(注4) 1978年のグラム・パンチャーヤトの選挙では、18議席中CPMは8議席しか獲得できなかったが、その後の議会内の議長選出において、2人の国民会議派の議員がCPMに寝返りし、CPMの議長を選出させることになる。

(注5) オンチョル・パンチャーヤトおよび1978年、83年のパンチャーヤトに関しては当選議員のみ、また、88年、93年に関しては立候補者および当選議員を対象にし、延べ数158人からの筆者の聞き取りによる。なお、LF政権下での1978年から93年の4回のパンチャーヤトに関しては、パンチャーヤト・ショミティの議員および立候補者もそれぞれ3人、3人、6人(うち当選議員3人)、8人(うち当選議員3人)含まれている。

(注6) 国民会議派のこのような傾向は他の研究でも

明らかにされている。例えば、G. K. Lieten, "Panchayat Leaders in a West Bengal District," *Economic and Political Weekly*, vol. 23, no. 40, Oct. 1, 1988, pp. 2069-2073.

(注7) 筆者の聞き取り調査による。

(注8) 西ベンガル州では1992年の法の改正によって、93年の選挙より、人口比に見合ったSC, ST(指定部族)のための留保議席が設けられるとともに、全議席の3分の1が女性のため留保議席となる。SCであることが必ずしも社会経済的な後進性を示すとは限らない。B. GP区では、パンチャーヤト議員に占めるSCの割合は以前から高い。オンチョル・パンチャーヤトでは15人中3人、LF政権後の1978年から88年までの3回の選挙では、それぞれ、20人中6人、19人中6人、22人中7人のSC議員を送り込んでおり、93年の25人中9人という数字は、それまでのSC議員の比率とほとんど大差がない。このことから、B. GP区においてはSCの留保議席そのものが社会経済的弱者のパンチャーヤト進出を促したとは言えない。これに対し、留保議席の導入は、それまで立候補者および当選議員のなかでは皆無であった女性のパンチャーヤト政治への参加を一挙に押し進めることになる。ところが、女性議員の夫あるいは父親はそれぞれの党の熱心な活動家や党员であり、彼らが女性議員に代わりパンチャーヤト議員の仕事を行う場合がしばしば見受けられる。また、議会においてもこういった女性議員の積極的な発言はほとんど見られない。パンチャーヤトにおける女性議員の進出により、政策決定や政策実施において女性の発言力や指導力が強化され、さらには、そういったことが、性差をも含めた村の権力関係や社会関係にそれなりの影響を及ぼすにはまだ時間を要すると言えよう。

(注9) 立候補者たちに対する筆者の聞き取りから、その大多数が自らの積極的な意志というよりも、党の指示(党员の説得)によって立候補したことがうかがえた。同じ選挙区内の村人でも、以前は立候補者の名前すら知らなかった者もいる。

(注10) コーリーは、西ベンガル州のCPMが、その組織編成において、独立前のベンガルのナショナリズム運動におけるテロリストの伝統をひき、現在のインドの政党のなかでもよく統制された党であることを指摘し、そこにCPMの成功の一因を見ている。詳しくは、Kohli, "From Elite Activism . . .," pp. 403-405.

(注11) 表11中の有力議員・党员のなかには大土地所

有世帯の者が1人(表11中の5番)含まれている(表8中の1988年、および、93年の大土地所有世帯からのCPMでの唯一の当選議員)が、この世帯は構成員の教師職や公務員職の現金収入を通して土地を購入し、LF政権後に大土地を所有する世帯になったもので、小作人を抱えていた旧来からの大土地所有者ではない。また、この世帯は31人の構成員数を有する大合同家族であり、構成員1人当りの土地所有面積は約0.45エーカーである。N選挙区内の他の大土地所有世帯4世帯(すべて、旧来からの大土地所有者で、国民会議派の支持者)の構成員1人当りの平均土地所有面積は約1.05エーカー、また、土地所有規模E(2.51~5.00エーカー)の中土地所有世帯の構成員1人当りの平均土地所有面積は約0.34エーカーであり、構成員1人当りの土地面積で考えた場合、この議員の世帯は大土地所有層というよりも中土地所有層に近いと言える。

(注12) 例えば、Kohli, "Parliamentary Communism and . . .," pp. 791-795/Westergaard, *People's Participation . . .*, pp. 69-72, 85-86/Echeverri-Gent, "Public Participation . . .," pp. 1410-1411/Webster, *Panchayati Raj . . .*, pp. 45-64/Mallick, *Development Policy . . .*, pp. 135-142/N. Mukarji and D. Bandyopadhyay, *New Horizons for West Bengal's Panchayats: A Report for the Government of West Bengal* (Calcutta: Government of West Bengal, 1993), p. 15. コーリーは、パンチャーヤトの主流になっている階層を下層中間階層 (lower-middle class) に求めている。しかし、「中間階層」「下層中間階層」という語に対する研究者の共通した認識や定義はなく、コーリーのデータでは、2~5エーカーの土地を所有するパンチャーヤト議員が多数を占め、はたしてこれが現在の西ベンガル州の農村社会の脈絡において下層中間階層と呼べるかどうか疑問である。本稿では本調査地の実状に即して「中間階層」という語を使用した。

(注13) 例えば、Kohli, "Parliamentary Communism and . . .," pp. 791-795/Westergaard, *People's Participation . . .*, pp. 69-72, 85-86/Echeverri-Gent, "Public Participation . . .," pp. 1410-1411.

(注14) カースト間の社会経済的な格差の縮小や教育の普及に伴い、現在の西ベンガル農村において「シッキト」(高学歴を有する)か、あるいは、「オシッキト」(低学歴、あるいは、非識字)かということは、人を範疇化(価値付け)し、個人の社会的役割を決定する上での重

要な指標となっている。特に、政治を行う者には、カーストや経済的地位というよりは、シッキトであることが強く要求される傾向にあり、低学歴、あるいは、非識字の議員はオシッキトであることゆえに、村人の批判や陰口の対象となっている。

(注15) パンチャーヤトが土地改革や階級闘争を積極的に進めるのではなく、単に、開発プログラムを機械的に実施する機関になってしまっている、という指摘・批判に関しては、例えば、D. Bhattacharya, "New Challenges for Bengal Left: Panchayat Poll Pointers," *Economic and Political Weekly*, vol. 28, nos. 29-30, July 17-24, 1993, pp. 1491-1494を参照。

(注16) パンチャーヤト議員がその開発資金を通して貧困者のパトロンとなっているという指摘は、Kohli, "Parliamentary Communism and . . .," p. 803/Echeverri-Gent, "Public Participation . . .," pp. 1409-1416/G. Williams, "Panchayat Raj and the Changing Micro-politics of West Bengal" (A Paper from a Workshop on Agricultural Growth and Agrarian Structure in Contemporary West Bengal and Bangladesh held in Calcutta, January 9th-12th, 1995)を参照。

(注17) CPMは「貧乏人のための党」として村人にアピールし、また、村人も、CPMを「貧乏人のための党」として一般に認識している。

(注18) 以前は国民会議派を支持したが、1980年代半ばよりCPMを支持するようになったある村人は、CPMを支持するようになった理由について、力をつけてきた党に逆らうよりも、それを支持し、便宜便益 (*suyog subidha*)を得る方がよいから、と筆者に語ってくれた。一方、古くからその主義・政策 (*niti*)を好んでCPMを支持してきたというある農業労働者は、党のために積極的に働くというのではなく、ただ単に、貧困緩和政策や就職の世話などを期待してCPMを支持する者が増えてきた、と嘆いていた。

(注19) 例えば、K. Chakraborty and S. K. Bhattacharyya, *Leadership, Factions and Panchayati Raj* (New Delhi: Rawat Publications, 1993), pp. 156-191/Williams, "Panchayat Raj and . . ."

(注20) IRDPの融資が始まった当初、SC・STのための融資においてIRDPの補助金の一部を負担していた「西ベンガル州指定カースト・指定部族開発金融組合」(West Bengal Scheduled Castes and Scheduled

Tribes Development and Finance Corporation) は、1986/87年より IRDP とは別に SC・ST の貧困者に限って独自の政府補助金付き・低利息の銀行融資を行っている。ここでは便宜上「SC のための特別融資」と呼んだ。表12および表13の122人中15人がこれに当たる。SC・ST のみを対象としている以外は、その主旨や選定基準は IRDP と変わらないため、ここでは IRDP の融資とひとまとめにして考察の対象とした。

(注21) ここでの賃金雇用政策とは、1989年より実施された「ジャワハル雇用計画」(Jawahar Rozgar Yojana: JRY), および、それ以前の「全国農村雇用計画」(National Rural Employment Programme: NREP) を指す。どちらも農村内の公共施設の建設・整備事業により、貧困者に雇用機会の増加と収入増をもたらすことを目的とするものである。

(注22) 他州と比べ、西ベンガル州では IRDP の融資が貧困層によく行き渡り、対象外の者への融資の漏れが少ないことは他の研究でも指摘されている。例えば、M. Swaminathan, "Village Level Implementation of IRDP: Comparison of West Bengal and Tamil Nadu," *Economic and Political Weekly*, vol. 25, no. 13, Mar. 31, 1990, pp. A17-A27/J. Drèze, "Poverty in India and the IRDP Delusion," *Economic and Political Weekly*, vol. 25, no. 39, Sept. 29, 1990, pp. A95-A104. また、賃金雇用政策(JRY) についても、西ベンガル州では受益者のうちの土地無し労働者の割合が多くなっている(全インドで38.28%に対し、西ベンガル州では64.10%)。M. Neelakantan, "Jawahar Rozgar Yojana: An Assessment through Concurrent Evaluation," *Economic and Political Weekly*, vol. 29, no. 49, Dec. 3, 1994, p. 3092. その他、西ベンガル州の貧困緩和政策の実施状況の良さを報告しているものとして、S. K. Pramanick and P. Datta, *Panchayat and People: The West Bengal Experience* (Calcutta: Sarat Book House, 1994), pp. 47-51も参照。

(注23) 両者のこのような関係は、かつてのオンチャール・パンチャーヤトの議長が「村人を犬のように扱った」という、CPM の支持者の言葉によく示されている。

(注24) ドレーズ(Jean Drèze)も西ベンガル州の調査から IRDP の受益者が CPM の支持者に偏っていることを報告している。Drèze, "Poverty in India . . .," pp. A98-A99.

(注25) 例えば、賃金雇用政策では主に村道の修繕が

行われるが、それには修繕される村道付近の住民のなかから肉体労働のできる者が雇用され、離れたところに居住する者が雇用されることは少ない。ある受益者(国民会議派の支持者)は、自分が雇用されたのはただ単に修繕される村道沿いに居住しているからであって、こういった雇用に支持政党は関係ない、と言っていた。

(注26) リーテンも、自らの調査から、貧困層にもともと CPM 支持者が多いこと、そして、CPM の支持者のなかにも融資を得ていない者が多くいることを理由に露骨な支持者びいきがあることを否定している。Lieten, "Rural Development . . .," pp. 518, 520.

(注27) 議員による開発資金の着服に関する噂に関しては、その事実関係による裏付けは非常に難しく、全くないとは断言できないが、少なくとも、多額の着服はきわめて困難であると言える。賃金雇用政策における開発事業(建設事業)では、資金が下りるごとに各選挙区にほぼ公平に事業(資金)が割り当てられる。事業内容の選択は限られ、また、事業内容の選択は村人の要望に基づいているため、事業内容やその予算のあらまは村人の知るところとなる。各選挙区への比較的公平な分配と村人によく知られた画一的な事業内容は、他の選挙区との事業実施状況の比較を可能にさせ、個々の議員によるあからさまな開発資金の着服を難しくしている。さらに、1993年のパンチャーヤトからは、各選挙区の各事業において、パンチャーヤト議員を含め数名の住民から構成される運営委員会を発足させ、事業の推進に当たることが義務づけられている。IRDP の融資についても、融資を受けた者が銀行の通帳を自ら保持し、その融資額や資材を自ら受け取るため、受益者をだますようなかたちでの議員による融資の着服はほとんど不可能である。また、1992年には、地区開発局(Block Development Office)によって、受益対象となるべき年収1万1000ルピー以下の世帯のリストが各村での調査により作成され、そのリスト内から受益者が選定されるようになっている。

(注28) 福永はウツタル・ブラデーシュ(UP)州での村落調査から、IRDP の事業分配が政治指導者の利益誘導のために行われ、受益者が村長やパンチャーヤト議員の支持者で、かつ、村落の支配集団に偏っていることを明らかにしている。福永正明「北インド農村貧困対策の現状——『総合的地域開発計画』の実態調査から——」

(押川文子編「インド農村の社会政治変容と開発」アジア経済研究所 1992年) 191~225ページ。また、近藤も同じく UP 州での調査から、村長の「人脈」による経済

的弱者への開発事業の便益供与を確認し、開発事業分配において著しい不均衡が存在することを指摘している。近藤則夫「農村開発と村の政治——北インドの2村の事例——」(『南アジア研究』第6号 1994年10月) 83~112ページ。パンチャーヤトが比較的民主的に運営され、村人(貧困者)の開発事業に対する発言力も強い西ベンガル州での開発事業の実施のされ方は、このようなUP州での事例とは様相を異にしていると言える。

(注29) 貧困緩和政策では、貧困線以下に位置している人々のなかから受益者が選定されるが、そのなかでも最貧困に位置する人々のなかから優先的に援助の分配が行われなければならないことになっている。

(注30) 筆者の観察では、経済的状況も比較的良好、政策の主旨や規定から受益対象としてふさわしくない者、あるいは、受益対象としてふさわしいが、その優先度の低い者が、支持者びいきを理由に、政策の恩恵にあずかれない、と不平をもちやすかった。また、開発事業の目玉である村道の改善においても、主要道路から離れたところに居住する国民会議派の支持者たちがCPMの支持者びいきを理由に自分たちの居住地の近辺の村道の改善がなされないと不平をもち、といったこともよく見受けられた。しかし、村道の改善は主要道路から優先的に行われていると言え、主要道路から離れていれば、CPMの議員や有力党員の居住地前の道でも改善作業が行われていないところが多い。外川もこういったパンチャーヤトの開発行政における不正さや腐敗などのイメージの多くが住民の認識不足に基づくものであると指摘する。外川「インド農村社会における……」226~247ページ。

(注31) 例えば、グラム・パンチャーヤトの議長に関しては、彼が長年の議長生活をとおして開発資金を着服し、大きなパカ・バリ(*paka bari*——村の一般的な土の家屋に対して、煉瓦とセメントで作られた家屋のことで、ベンガルの農村部では富の象徴となる)を作り、住んでいる、という噂が議長の居住する村から離れた他村の住民の間で流れている。しかし、事実そのようなパカ・バリは存在せず、ある時、この件に関して国民会議派の支持者が議長に責め寄ったときも、議長は少々あきれた顔で否定していた。

(注32) Echeverri-Gent, "Public Participation . . .," p. 1414.

(注33) 1983年、88年、93年のB. GP区のグラム・パンチャーヤト選挙の結果は、それぞれ、CPM 10議席

・国民会議派6議席、CPM 16議席・国民会議派3議席、CPM 16議席・国民会議派6議席である。

(注34) BJPに関しては本節(注3)参照。

(注35) CPMを支持するリキシャ引きのムスリムの男性が、CPMやパンチャーヤトからの恩恵の少なさを理由に、次回の選挙ではBJPを支持する可能性もあることを語っていたのは印象的だった。

## おわりに

以上、LF政権下のB. GP区において、土地改革、そして、新たなパンチャーヤト行政が、農村経済の進展とともに、社会関係、さらには、政治のあり方にどのような変化をもたらしたのかを、貧困者の立場の変化を中心に述べてきた。

B. GP区において、土地無し層や小作人の地位向上を目的とした土地改革は、その目的を果たしたとは言い難い。余剰地の再分配が貧困緩和に与えた影響は際立ったものではなかった。また、小作人保護政策においては、小作・地主関係における「依存・縁故の構図」が「政府の政策」の実施を妨げる結果となった。すなわち、土地改革は旧来の社会秩序のあり方を大きく変革させることはなかった。

土地改革が挫折する一方で、ポロ作の普及、農業労働機会の増加、農業労働賃金の上昇、さらには、農業外就労機会の増加が見られた。これらは貧困者の経済状況の改善を促すことになる。しかしそれは、知人・友人・親戚からの借件数が依然多いことに示されたように、貧困者の経済的な自立を十分に達成させるまでには至らなかった。確かに、農業生産関係において、貧困者とポロロクとの依存関係は希薄化する。だがそれは、貧困者のポロロクからの孤立化でもあった。



このような状況下で、CPM 率いるパンチャーヤトの政治指導者たちは、貧困緩和政策の実施を通して、貧困者の新たなパトロンとしての役割を果たすことになる。しかし、この新たな政治指導者と貧困者との依存関係は、旧来の農業生産関係におけるポロロクと貧困者との依存関係とは質的に大きく異なるものであった。なぜなら、前者の依存関係では、依存する側（貧困者）よりも、依存される側（政治指導者）の義務が強調されることになるからである。これは、CPM が、「貧乏人のための党」として、貧困者の政治的交渉力を高めさせた結果によるものであった。この貧困者の政治的立場の強化は、政党政治の進展とともに、政治指導者をより公正な義務の遂行へ向かわせることになった。貧困緩和政策の実施に見られるパンチャーヤト行政は「政府の政策」を実現させる方向に向かっていった。ところが、あくまで開発政治の「対象」であり続けた貧困者は伝統的な「依存・縁故の構図」に基づき、政治指導者からの個人的な援助を期待し続けることになる。

LF 政権下の B. GP 区において、土地改革は挫折するものの、農村経済が進展し、パンチャーヤト政治が展開していく過程で、貧困層をとりまく社会経済的・政治的環境は大きく変化した。この変化のなかで、貧困者たちは、経済状況の改善と政治的立場の強化を通して、その社会的な地位を向上させてきたと言える。しかし

それは、経済的自立の達成、そして、政治への主体的な参加といった意味では不十分なものであった。

その意味で、パンチャーヤトの農村開発政策に残された課題は大きい。公正な貧困緩和政策の実施を今後もさらに推進するとともに、IRD P 受益者がその融資を効果的に利用し、経済的自立を達成できるよう、受益者に対して適切な指導を行うことも必要であろう<sup>(注1)</sup>。また、グラム・ショバーを充実させることによって、貧困層の政治に対する理解と積極的な参加を促し、彼らを政治の主体へと近づける努力も必要である。これらは、今後のパンチャーヤトの政治指導者に課せられた課題と言えよう。

(注1) N選挙区の IRDP の受益者のなかには、その融資によって始めた事業を継続させることができなかつたり、また、その融資（の一部）を本来の目的である事業のために使わず、生活費として使用してしまう者も多い。

(カルカッタ大学大学院博士課程)

【付記】 本調査にあたって快く、時には辛抱強く、筆者の不慣れたベンガル語の質問に答えてくださった B. GP 区の方々、資料提供に協力してくださったモヒシャドルIIブロック土地及び土地改革局、並びに、モッロブム・グラミン・バンク（ゲオンカリ支店）の方々、また、最後になりましたが、初稿を読んでいただき、貴重なご意見をくださった一橋大学の谷口晋吉先生に心より感謝の意を表します。